

平成30年度第13回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第3号）

平成31年3月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第1 議案第104号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第5号）について
- 第2 議案第105号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
について
- 第3 議案第106号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に  
ついて
- 第4 議案第107号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3  
号）について
- 第5 議案第108号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）  
について
- 第6 議案第109号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について
- 第7 議案第110号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算  
（第3号）について
- 第8 議案第111号 平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第9 議案第112号 平成31年度御船町一般会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 清水 聖 君   | 2 番 森田 優二 君  |
| 3 番 岩永 宏介 君  | 4 番 中城 峯雄 君  |
| 5 番 福永 啓 君   | 6 番 田上 忍 君   |
| 7 番 池田 浩二 君  | 8 番 塚本 勝紀 君  |
| 9 番 田中 隆敏 君  | 10 番 沖 徹信 君  |
| 11 番 井本 昭光 君 | 12 番 岩田 重成 君 |
| 13 番 藤川 博和 君 |              |

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

|           |           |             |           |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長       | 藤 木 正 幸 君 | 御 船 町 教 育 長 | 本 田 惠 典 君 |
| 総 務 課 長   | 吉 本 敏 治 君 | 企 画 財 政 課 長 | 坂 本 幸 喜 君 |
| 税 務 課 長   | 上 村 欣 也 君 | 町 民 保 険 課 長 | 宮 崎 尚 文 君 |
| こども未来課長   | 田 中 智 徳 君 | 福 祉 課 長     | 西 橋 静 香 君 |
| 健康づくり支援課長 | 本 田 太 志 君 | 農 業 振 興 課 長 | 藤 野 浩 之 君 |
| 商工観光課長    | 作 田 豊 明 君 | 建 設 課 長     | 野 口 壮 一 君 |
| 学校教育課長    | 坂 本 朋 子 君 | 社 会 教 育 課 長 | 宮 川 一 幸 君 |
| 環境保全課長    | 緒 方 良 成 君 | 会 計 管 理 者   | 福 田 敏 江 君 |
| 監 査 委 員   | 山 下 誠 雄 君 |             |           |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（藤川博和君） 本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第104号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（藤川博和君） 日程第1、議案第104号、「平成30年度御船町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

所管とページ数と質疑の内容をはっきり述べてから質疑をお願いします。

○5番（福永 啓君） はい、款ごとに一括して質疑を行いたいと思います。

まず、総務費です。第2款分の6ページ、こちらのすべて補正予算説明書でお願いいたします。6ページです。誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの観点から設計を見直す必要がある次年度以降に見送るための減額と書いてあります。これは、どこの修繕を、

具体的にどのように見直して、その修理はいつ完了するのか、まずお聞きします。

続きまして、同じく 6 ページです。公共事業等積立基金、これに今回の補正で約 1 億円以上上がっております。大変高額な積み立てになっていると思うのですが、これは、何か予定する建物があつてこういう積み立てを行っているのでしょうか。何か予定するものがあるのかどうか、お聞きいたします。

続きまして 8 ページ、ふるさと応援基金、今回も 3,500 万円というお金が、これは 1 回の積み立てではなくて、たびたび積み立てていって、相当額が積み立てられていると思います。それで、ここ 5 年間のふるさと納税の推移と、それまでふるさと納税をどのように使い、そして、現在の基金の残高は幾らかをお聞きいたします。

それと 10 ページ、コミュニティバスに対応する地方バス運行でしょうか、それに関する補助金の減額及び、若干の増額がございます。これは運行の実績等によって増減するものと御説明を受けてきました。何か減額したということは、運行実績が上がったということなのでしょうか。そのほかにもいろいろあるものでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

それと 11 ページ、おためしハウスの運用、おためしハウスに関するものは、ここにいっぱい書いてあるですね。おためしハウス、今から、町長がおためしスタッフとしてやるということだったのですが、これについて、いつからどこでできるのかとか。そのあたりの今後の見通し等をどうなっているのかお伺いいたします。

続きまして 12 ページ、これに関して、嘱託員再編推進補助金というのが減額されております。これは 2 嘱託区の再編が延期になったためという説明書きがございますが、その再編になった、延期になった再編計画は今後どのようになるのか。また、ほかのところで進んでいる再編計画はあるのか。今後の嘱託区の再編計画について、見通し等をお尋ねいたします。

最後に 17 ページ、これがよくわからなかったのですが。マイナンバーの制度変更に伴うというのが書いてあります。すみません、私は不勉強で、マイナンバーの制度は今年度変更されたということを知りませんでした。マイナンバーはどのように制度が変更されて、それによって町民の方々はどのような影響があるのか。その 7 点をお尋ねいたします。

○総務課長（吉本敏治君）　まずは、予算説明書、歳出の 6 ページ、修繕費がお尋ねになったと思いますが、ここには、記載をしておりませんでしたので、まずこの対象としておりま

したのが、役場玄関前の駐車場を予定していたところです。これが熊本地震の前からかなり傷んでいたところもありましたので、それを補修するためにと考えていたところなんですけれども、公共施設等総合管理計画に基づきましてやったほうが有利な特定財でもありますので、いま一度、そのためにも総合管理計画に基づくユニバーサル材料を用いてやろうということで、再度見直すということにしました。

具体的には、今、玄関前駐車場に身障者用の、障がい者用の駐車場として3カ所予定してありますけれども、1カ所は幅が狭いと、それから恐竜博物館の奥のほうに2カ所設けておりますけれども、非常に玄関から遠いということもあります。それと、駐車場に2カ所V型側溝という雨水を流すための施設を設けてはいますが、これには段差があります。車いす等の利用にも支障を来しますので、こういったところを総合的に見直すと。実は、これにはいわゆるユニバーサルデザインについては、バリアフリー法というのがあります。正式には、高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律と申します。このいわゆるバリアフリー法に基づいて改修計画を立てて改修を行うということによって、有利な起債を受けられるということになりますので、もう一度全体的にこの見直しを図ろうと。そして玄関のスロープも含めて、そういった見直しを図って、ユニバーサルデザイン化をしていくということで、今回減額をしたものということであります。

**○企画財政課長（坂本幸喜君）** 私から、同じ6ページになります。公共施設等整備基金積立金について、御説明いたします。

まず、総額と、もう1つの質問が、予定している用途はあるかという質問だったと思います。まず総額です。平成29年度末の基金残高、これは約200万円ほどありました。30年度末の残高は、今回積立金の補正額によりまして1億2,600万円程度になる予定としております。

用途につきましては、公共施設総合管理計画に基づきまして、今後は公共施設の老朽化等に対応していくための施設の大規模改修とか建て替え等の利用に活用していきたいと考えております。特に小学校あたりの校舎あたりは老朽化しておりますので、そういうあたりに活用していきたいと考えております。

次に、8ページでございます。ふるさと応援基金の積立金ということで、過去5年間の推移ということでしたので、お答えさせていただきます。まず、平成26年度です。16件

で、592万円、平成27年度が18件で153万3,000円、平成28年度が2,326件ということで5,311万284円、平成29年度が8,578件で、1億1,292万5,638円、平成30年度はまだ見込み数値なんですけれども、約2万2,000件ほどです。総額で2億4,600万円を今のところ見込んでおります。その他で、これまでの活用額としまして、1億3,280万円程度が活用しております。特に、活用した事業につきましては、特別支援教育の支援員の設置とか、小中学校の備品購入です。それに、御船高校への支援金として出しておりますのと、ふるさと納税の返礼品、それとあとは上野分館の購入費などに充てております。平成29年度末の基金残高が大体1億79万9,014円でありましたので、平成30年度末の基金残高としましては、約3億400万円になると見込んでおります。

10ページの地方バス運行等特別対策補助金が約1,000万円程度減額、それにコミュニティバスの運行補助金、これが逆に109万6,000円ほど増額となっております。この増減の大きな理由としましては、まず、地方バスの減額理由としましては、熊本地震の震災特例によりまして、国庫補助路線の国・県負担金が追加の大きな要因となっております。通常は、国庫補助路線のかかった経費は料金収入などの経常収益と経費の国庫補助金の上限額である、大体20分の9を差し引いた残額及び国庫補助金の上限額のうち、平均乗車率を、5人以下であり、みなし運行の割合分を町負担としていましたが、みなし運行の、この部分が国・県が負担するので、町の負担金が大幅に少なくなった、下がったということになります。

次に、コミュニティバスの運行補助金が100万円ほど増えております。この大きな要因としましては、災害復旧工事に伴いまして、県道田代御船線と県道横野矢部線では全面通行止めによりまして、迂回路にて運転を余儀なくされました。実車走行水準にしまして、約4,700キロメートルの増加が見込まれますので、それに伴います経費の増によりましてが大きな要因となっております。

次に11ページです。おためしハウスの運用はいつからという質問です。これに関しましては、平成31年1月からもう運用を開始しております。場所につきましては、一丁目に今のところおためしハウスを設置しております。ホームページ等あたりでも掲載しております。

次に12ページの一番下になります。嘱託区再編推進補助金、これが今回40万円ほど減額されております。これに対しまして、平成30年度は、上荒瀬、下荒瀬、それと上迎町、

下迎町、それにもう1つ、田代東部の6区の再編に取り組んできました。上荒瀬、下荒瀬につきましては、本年、平成31年5月18日に設置総会を開催しまして、荒瀬区として再編する予定であります。残りの2つにつきましては、協議は現在中断しているところであります。

以上、企画財政課から説明を終わります。

○税務課長（上村欣也君） 17ページをお願いします。マイナンバー制度のことです。まず、マイナンバー制度に関しましては、この項目においては、特別徴収の通知書あたりにマイナンバー制度のナンバーを書かなければならないということが以前入っていたんですけども、平成30年度の税制改正に伴いまして、このマイナンバーを入れる必要はないというところで、私的なことでの記録郵便から普通郵便に変更になったために、これが減額になったということになります。

これに対して、住民に対する影響はございません。

○5番（福永 啓君） 駐車場のサービスについてはよくわかりました。ひとまず財政に有利な点を利用するというので、大変いい決断だったかなと思います。

次、こんなときはお伺いして、あと、公共施設の積み立ても今までほとんどなかったんですね。これについては、議会で議論してきました。今からこれだけ老朽化する建物があるのに、なぜこれをしていないんだという。しかし今回1億円以上の積み立てがされて、これは大変決断的にはいい決断かなと思いました。

ふるさと納税も、これは今あったとおり、どんどん右肩上がりになってきております。一時は、震災後に減少するのではないかという議論がほとんどで、執行部も減少するのではないかと思っておりました。しかし努力によりこれだけのものが積み立てられてきたと。非常に用途も皆さんの生活に密着する用途に使っていらっしゃいますね。こういう町の判断で使える財源というのが大事だというのが今の調査で私もよくわかったところなのですが。

10ページの地方バスの運行補助金、今の話をお聞きしますと、運行状況がよくなったのではなくて、逆に運行状況が悪くなったのかもしれない。でなければ、一時的なもので、この補助金が減額になったとしますと、来年、再来年とか、またこれが大幅増額。これはほとんど単費ですから、なってしまうのではないかと不安です。そのあたりはどうお考えなのか、あと1回お聞きします。

おためしハウスの運用、すみません、1月からもう既に始まっていたということなのですが、一部ですね。あとは田代のほうも一部委託がおためしハウスで使うというお話を、木造住宅というのもされたかと思います。一丁目のほうの現実と運用状況、申し込みというか運用状況はいかがかというのを伺います。

あとは、嘱託区再編なのですが、荒瀬、これはもう11月ぐらいから新たな嘱託区として再編されるということが決まっているのかということです。今決まっているようなお話ですが、ほぼそういうふうになってしまって、もう皆さんの了解はとれているのかというのは、あと1回確認です。

それと、マイナンバー制度の変更ですけれども、としますと、特定徴収ですよ。企業から、会社に入っている人たちから徴収するやつですよ。そうすると、今まで住民の方々は会社に対してマイナンバー制度を必ずおっしゃらなければいけなかったんですよ。それが、その制度改正により、むりやり会社に対してマイナンバー制度を教える必要がなくなったのか、もしくは源泉徴収とかには必要かもしれませんので、そういう、そのところは今までどおり住民の方々は会社に対してマイナンバー制度を教えることは必須なのか、それをお聞きいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、10ページの地方バスとコミュニティバスのことですが、これにつきましては、さっき言われた震災特例ということで、来年度まで、平成31年度まで、これは特例がありますので、ここまでは町の負担金は一様に下がってきます。しかし、議員がおっしゃったとおり、これは赤字補填ということになっております。今後、これの特例が新たになりましたら、増額することに私たちは考えております。これも今後どう、町の負担金を下げていくかが大きな課題だと考えております。

それと次に、おためしハウスですけれども、1月から運用を始めまして、3月いっぱいまで、今のところ実績はゼロという形になっております。今後、これをせっかくおためしハウスを町で設置しますので、どうPRしていくのか、活用していくのが、これも大きな課題だと思っておりますけれども。来年、先ほど言いました田代東部から山間部に1つ計画しておりますので、これを本年度の実績と、来年度は一丁目あたりの実績を踏まえまして検討していくところもあると考えております。

それともう1つ、嘱託区再編なのですが、さっき言いました上荒瀬、下荒瀬、

これはもう荒瀬区として、5月18日に設立総会を開催します。ここで承認されましたら、1つの荒瀬区として再編に、来年度から荒瀬区として1つの嘱託区になる予定であります。

○税務課長（上村欣也君） 先ほどの質問に関しまして、町民、住民が申告をすると、そういう特別徴収という形に対しては、後でまた詳しくそこは説明はしたいと思いますので。どうぞよろしくお願いします。

○5番（福永 啓君） 地方バスです、これまで1,000万円とか、そういう金額で、今は、ここ2年間はそれに関する国から補填が行われますので、そうすると2年後にはまた1,000万円というお金がボンと町は単費で出さなければいけないとなってまいります。ここで何度も議論しております。根本的な解決策なくして、やはりこれはずっと先細り、負のスパイラルに入っていると思いますので、運行バスに関しまして、早急に御検討をいただきたいと。2年の猶予が与えられたわけですので、ぜひそのところはよろしくお願いいたします。

おためしハウスもやはり知らんですもん、みんな。知らんなら使わんですもんね。そのあたりの周知徹底をよろしくお願いしておきます。

一応、民生費、農林費もございますけれども、いったん款ごとに、これでほかの方の質問もあるかもしれませんので、質問自体は打ち切ります。次に、また別の款をします。

○10番（沖 徹信君） 77ページ、樋門管理委託料が約40万円増えていますので、これは樋門が増えたわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 樋門管理委託料です。これは御船川に接する10カ所の樋門管理ということになります。今回増額の理由として、この樋門管理の方を、管理者を住民の中から10名選出をして委託をしているというところですよ。警報関係が出た場合に、待機それから操作、時間等を、実質のかかった時間を毎日報告をしていただいております。その実績に応じて、国で単価が決められておりますので、その単価に実績を加えまして、今回見合うようにということで増額となっております。

○10番（沖 徹信君） それでは、今までと単価は一緒ということですか。時給というか。それで、40万円増えるということは、今まで以上に管理がされたということですか。その時間数が増えたということはどういうことですか。

○建設課長（野口壮一君） さっき言いましたように、警報等がかかった段階で、管理者は現場にも行かれるし、また近くでの待機もこの委託業の中に含まれておりますので、その辺の



実績に伴った増額ということになります。

○10番（沖 徹信君） 昨年はその前に比べれば、そう水が出るということも少なかったと思いますけれども。その中で増額というのはちょっとおかしいのではないかと思います。

それから、護岸雑草処理委託、これは矢形川だと思えますけれども、減額になった理由はどうなのですか。

○建設課長（野口壮一君） 最初は予算で35万円予定をしていたのですが、実際、護岸の清掃というか、管理をしていただいているところは、今のところ、今回落合地区と下高野の方、下高野の方は個人で機械を出されて管理をされている方ですが、今回、県からの、この護岸処理委託として、去年は10万円の委託料だったのですが、今回県と協議をしまして15万円に上げたということで、見込額は負担分、2カ所分の30万円の残りが今回減額することになります。一応、ここの護岸処理については、まだほかの地区もやっているというお話をいただいて、次年度の予算にはその辺を反映していくという状態です。

○10番（沖 徹信君） 平成30年度、去年ですが、矢形川の堤防というか塘です。そこは両岸ユンボで切ったと思うのです。切っているでしょう。両岸をたしか、堤防というか川の塘です。ユンボで切ったと思うのですが、その料金というか作業代はどこから出るのですか。

○建設課長（野口壮一君） 機械で切られたというのは、地元の方がリースしてとか、そういうもので、ちょっと私のほうでは把握ができてないということです。

○10番（沖 徹信君） 今まで35万円というのは、落合が落合橋から下、上15メートルか20メートルずつしていたんです、その分。それから、上高野から甘木橋まで、最初は宮本さんがずっと切っておられました。宮本さんが機械をつけるからということで、35万円を落合と按分していたのです。でしょう。そして、今度は宮本さんが事情があつてできないからということで、吉住さんが切られて、そして吉住さんから今坂本さんになっているとですかね。そこら辺になっても、何で減額するのですか。今までどおりの35万円を按分すればいいのではないですか。それはどう思われますか。

○建設課長（野口壮一君） これは県から100%の委託金が出ているということなのですが、県も明確に単価等を示していただけないというのが実情であります。その辺は次年度に向けて、町と県でちゃんとこの辺の基準を持ちたいというのを今県に投げているところです。

今、議員が指摘されているように、全部払えばということなのですが、今回まで、町と県で協議した結果、今回5万円ですけど減額措置という形で平成30年度は処理をさせていただきたいということになります。

○10番（沖 徹信君） それでは、今度30万円に減額になった場合には、5万円減額したから、30万円になったのでしょうか。平成31年度はまた35万円に戻すという保証はありますか。

○建設課長（野口壮一君） 県と協議をしまして、次年度の予算ですけど、決算書には載せていますけれども、一応45万円が平成31年度は予算を計上させていただいています。それも県と協議をしたものであります。そのように次年度は対応していくということで進めていきます。

○10番（沖 徹信君） それでは先ほど質問しましたユンボで矢形川の右岸、左岸切っております。今まで矢形川の左岸というのは、ほとんど切ったことはありません。浄化センターあそこあたりからずっと甘木まで切っているわけですか。その経費はどこから出ているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 矢形川の左岸側につきましては、今回のこの護岸処理の委託料というのは、支出がしてありません。私も実情を把握するために現地を見て確認した結果、隣接する地権者の方々が、管理を含めて、矢形川の左岸の堤防も同時に切られたりして、今のところそういう状態で管理がされているというところですので、やはり両側を同等に扱わなければならないというのは、私たちも検討課題として思っておりますので、その辺で対応していきたいということではしております。

○10番（沖 徹信君） 今、地権者が切られたと言われましたよね、左岸、右岸です。それは本当ですか。私は業者と思いますよ、ユンボを入れて、ユンボに草を切るあれで切っているわけですから。地権者がそういう機械を持っているということはリースか何かしない限りしないし、ずっと運転手の方も1人で、もう1人助手がおられたと、私は思っております。

それから、同じく川の塘ですけども、工事したところはまだまだ交通止めです。あれはいつになったら交通止めは解除になるのですか。非常に農作業でトラクターとか何かで行く場合には、川の塘を行けばすぐ行かれるのに、ぐりっと回らなんでしょうよ。そこら辺で、いつ交通止めは解除になるのか。

○建設課長（野口壮一君） すみません、川で、申し訳ないのですけれども、箇所はどちらに

なりますでしょうか。

○10番（沖 徹信君） 上高野橋と下高野橋の間の両側です。左岸の場合には、下高野橋の際から上高野橋の際まで交通止め、右岸は上高野橋の200メートル下から200メートル区間が交通止めになっています。

○建設課長（野口壮一君） すみません、私のほうで、把握が完全にできておりませんので、ここは調べてお答えしたいと思います。

○10番（沖 徹信君） それでは、もう1つ、町道西往還小敷田線の梅檀（センダン）の木を切ってありますけれども、あれは当初から予算は組んであったのですか。

○議長（藤川博和君） 何ページですか。

○10番（沖 徹信君） 今のとの関連です。

○議長（藤川博和君） どういう関連ですか。雑草の件ですけど。

○10番（沖 徹信君） 町道の管理に対しての関連だと思いますけれども。

○議長（藤川博和君） これは、議題は護岸の委託料でしょう。

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 私も関連です。今、沖議員の護岸の委託料、これは大いに私も疑問を持ちまして、建設課と随分交渉やりました。前年度は3,000万円ほどして、20万円不用額で落としているんです。この金というのは、町の懐は痛まないわけでしょうが、それを何で返すですかということで、そして建設課長と3人で見にきてもらいました。現状を見てくださいと。現状は、各環境保全課長に言うて、タイヤの不法投棄が2個ぐらいあったでしょう。それを処理してもらいました。

その矢形川の堤防の雑草を、それは今は冬場だからあれですけども、梅雨明けになると、もう背丈以上に伸びるのです。そうしておると、そのときは増えますと。それでそれぞれ、何で落合と下高野だけですかと。上高野も甘木もやっていますよということで、今度の予算に私が入れましたら、60万円ついていきます。これはもう、この金は、何度も繰り返しになりますけれども、町はそういうことではなくして、県からもらうわけでしょう。そういうことを、現地を見て、そして地域のためにやってもらわないといかんわけですよ。そういうことを、これを上げるのは私どもの役割ですから。少し進んだなという思いをしております。これは今の関連で質問しました。

あと、本題に戻ります。今補正予算の歳入について2点ほど質疑をいたします。歳入

の国庫支出金総額で8億6,400万円減額になっておりますけれども、説明書の11ページです。秋只橋の委託工事が2億3,300万円と大幅に減額されています。この理由と現在の工事の進捗状況です。

それと、もう1点、説明書の13ページ、災害公営住宅建設の補助金が6億200万円と大幅に減額されております。これは、災害公営住宅は7カ所の100戸ということで計画されております。予算現額の12億9,000万円というのは、このすべての分でしょうか。それと、平成31年度の明許繰越に載っていますけれども、まず、補助金が6億200万円減額された理由をお聞かせください。

○建設課長（野口壮一君） まず、秋只橋の件から説明をいたします。高速道路をまたぐ秋只橋の、熊本地震で被害を受けたものなのですが、高速道路の管理者でありますNEXCO（ネクスコ）と協議を重ねてきました。最初は高速道路をまたぐ工事ですので安全性が求められるということで、全部NEXCOに委託を最初から計画をしていたわけなのですが、NEXCOとの協議を重ねる中で、工法の検討が幾回も行われてきました。

工法の検討をしていく中で、橋台の部分と橋脚の部分、これを分けて工法の検討をした結果、兩岸の橋台の部分について、これは協議の結果、NEXCOも、「これは町で施工はできるのではないですか」という協議になりまして、去年の8月に町でここの改修に係る部分を発注したという経緯であります。

この秋只橋に求めます2,200万円というのが、どうしても、この高速道路内にあります橋脚です、あそこはちょっと町でも心配されるところですので、これは、NEXCOに、この部分をお願いをするということで、その点で落ちたというのが1つになります。町のほうの工事につきましては、平成30年度の予算の中の公共土木施設災害復旧事業費の中で発注をしていったということになります。よって、今回この減額ということになっております。

それから、災害公営住宅の建設費の補助金ですが、平成30年度の当初予算がすべてUR機構からの財産取得をする場合での予算を立ててあったということで、民間からの譲渡になりまして、その辺も6億円ほどの減額が生じてきたということになります。対象の金額としましては平成30年度では旭町、一丁目のⅡ期、それから上高野を予定をしたということになります。

○4番（中城峯雄君） 秋只橋の工事はいつ頃終わりますかということです。

○建設課長（野口壮一君） 秋只橋につきましては、橋梁の補修自体はもう完全に終わってお

ります。今、NTTと水道管の切り替えをしていただいておりますので、それは今本線のほうに入っております。それが済めばすぐに舗装をかけて開放ということになります。

予定としては、3月31日の午後には秋只橋を開放するということで、今進めております。

○4番（中城峯雄君） 高速道路の側道の御船インターから3分ほどのところに、もうずっと水がたまって危ないんですよね。誰でも認識しておられましたけれども、NEXCOの人と立ち会って、法面の工事をしなければいかんと、舗装の法面。なかなかちがあかないとですよ。それで先日私はNEXCO西日本に電話したんですよ。だから、そういうときは議員を利用すれば、すぐ慌ててですね。5～6月にはやりますと。それで、担当に言うても、おたくの、何回も言うたらいかんけれども、身内はですよ、「連絡がとれんで、返事は帰ってきません」というわけですよ。「何ね、それは」と言うてですね。私どもは地元ですから、乗り込んでいこうと思ったんですよ。そういう勢いで言うたものだから、すぐに電話がかかってきたですもん。だから、そういうことは、私どものほうに言うて、今はやっていいわけです。その関連があるものですから、あそこは「危なか、危なか」とみんな言いよんなはるとですよ。だから、その後工事をして、6月になったら、町道をちゃんとしてくださいと。まあ、余談ですけども、以上です。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（岩田重成君） 説明書の116ページです。負担金の問題でございます。これは今回、松の生・向山のことと思いますが、341万3,000円出ております。これにつきまして、地元、地権者の負担はございませんか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

ただ今の松向水路の災害復旧工事の件だと思います。今回補正で農政部分につきましては、工事が何度も不調に終わっていたということで、設計の見直しをしております。その関係の委託ということで、事業は県が受託していただいて、県で今事業を進めているというところで、その委託費の負担金ということになります。

それと、受益者負担につきましてはありません。

○12番（岩田重成君） 初めの工事については地元負担がございました。今回はないということですね。ありがとうございます。

この件につきましては、2回ほど不調に終わりました。そして今県が予算を組んで入札があつて、そして今工事があつています。これらも町長はじめ、執行部の方々の努力に

よってできたのではなかろうかということは、話は伝えてございます。そういう中で、今工事がどれぐらい進んでいるか、ということをお聞きしたいと思います。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

工事の進捗につきましては、松向水路関係6カ所災害復旧工事をやっております、工事の中で。そのうち2カ所については、水路の本体工事まで入ることができたということになっています。ただ、あと4カ所につきましては、相当作業箇所が険しいところにあるということで、今仮設道路の設置を行っているところです。工事の見通しとしましては、4月末、5月初めあたりに、何とか通水が可能になるようにということで、県で今努力されているところです。

○12番（岩田重成君） 今、工事の進捗状況は言われました。私も先立って見に行きました。

大変難航しています。いよいよもう3月が過ぎますと4月です。4月は苗床の準備が始まります。一日も早く、何といたしますか、工事の日程は言われたんですね。大変言いにくいわけですが、なかなか工事が難工事でございますてできないということでございますので、今、3年間田植えができなかった。それで今回はどうしても自分たちが食べる米だけは作りたいという地権者の気持ちです。それで、少しでもできるだけ早く、水路の完成を祈っているわけです。もしも、できなかった場合は、手前のところから水を揚げて、そして少しでも、食べるしこでも結構ですので、私はお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか、どうでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 工事のところに当たっては熊本県、それと地元の皆さんも大変用地関係、いろいろなことで協力をいただいておりますので、それで私たちとしても、一刻も早く、完全にとまではいなくても、一部でも通水が可能になるよう、今地元とも調整しながら、頑張っているというところで、御理解をいただきたいと思います。

○12番（岩田重成君） はい、ぜひとも、先ほど申しましたように、食べる食糧だけでも結構と思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） まず、36ページですが、予算説明書の歳出のほうです。若葉保育園の仮駐車場の件で補正が上がっていますが、これの説明をお願いします。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

現在、増築予定地のほうが職員の駐車場が足りないということで、以前から丸山商店

の御厚意で保育園の対面のほう、あちらのほうをお借りしていたのですけれども、今年の3月31日いっぱい返却してくれということで、仮駐車場を増築現在しているのですけれども、何分柵も何もないものですから、子どもたちが駐車場に入って遊んだりとかいうのが見受けられたということで、入って中で事故があったらいけないというところもありまして、今回フェンスをつけさせていただいて、中に入らないように、けがないようにということで、工事費をつけさせていただきました。

○6番（田上 忍君） 子どもたちの安全のためにということでわかりました。

続いて、42ページですが、これは災害支援金額、これは特に返還金ということで上がっておりますが、これの説明をお願いします。災害救助です。

○福祉課長（西橋静香君） その返還金は、災害復旧改修費の返還金です。

○6番（田上 忍君） 改修費というのは、もっとわかりやすく説明してください。

○福祉課長（西橋静香君） すみません、手元に資料がございませんので、後ほど説明させていただきますと思います。

○6番（田上 忍君） はい、では後ほどお願いします。

次、その下の、43ページになりますけれども。

○議長（藤川博和君） 田上議員、質疑は一括でお願いします。議会規則になっているからですね。

○6番（田上 忍君） 一問一答ではなかったのですか。

○議長（藤川博和君） 一問一答は一般質問だけです。緊急な質問と。

○6番（田上 忍君） では、まず43ページ、コンテナの件ですけれども、これは最近安くなったのですが、これはリースはいつまでやるのですか。そして、これに関連して、仮設住宅の集約というのが、もう関連してくると思うのですけれども、仮設住宅の集約は考えているのか。そして、仮設住宅を集約した場合に、このコンテナハウスはどうするのか。これが1つです。

それから71ページ、審査委員会の回数が減ったとありますが、何で審査委員会の回数が減ったのか。審議事項などなかったのかどうかという点です。

続いて、84ページ、公共下水道、その繰出金が大分減っておりますが、この理由の説明をお願いします。

それから、85ページですけれども、これは出初め式に、振る舞い料理に支援物資を使

ったとあります。支援物資、ほかにもまだたくさんあるのか。こういう食糧類もまだあるのか。あるのであれば、それはいつまでの賞味期限なのか。そしてどういうふうに今後そういうのを利用しようと考えているのか。そして、食糧以外にも支援物資はあると思いますけれども、そういうのはどういうふうに考えているのかについて。

まず、説明書については、以上です。

続いて、ほかにもあります。あと、債務負担行為の補正で、これはたくさん上がっておりますが、この中で、真ん中あたりに、ごみ処理の委託料があります。これについての説明。そしてたしか1つの業者がもう、委託を撤回されたということを前の議会で聞いておりますが、次年度からどういうふうにするのか。そうやって、残りの2つの業者でやっていくのか。それとも新しい業者を、たしか公募するとかいうことを聞いたと思うんですけれども、この辺の公募の方法、そしてどういうところにそういう周知をするのか、どうやって周知していくのか、についてお願いします。

それからもう1つ、観光案内及び受付業務の委託料とあります。これについての説明をお願いします。

**○企画財政課長（坂本幸喜君）** 私から、歳出予算説明書の43ページ、熊本地震災害に伴うコンテナハウスリース料、今回13万5,000円の減額を行っています。その理由について述べさせていただきます。

まず、質問にありましたリース期間です。契約のリース期間、これは平成28年11月から平成30年10月までの2年間でありました。今回、仮設団地への供用期間の延長に伴いまして再リースを行ったということで、このコンテナハウスに関しましては、第一に仮設が存在する限りはずっと延長するという形になっております。

もう1つ、集約です。集約については、平成31年度中に災害公営住宅ができるのですが、終了します。それに伴いまして、仮設の入居者がある程度は新しい再建ができると思いますので、そのあたりを勘案しまして、平成31年度中の前半にはどこの仮設団地を残すかという経過を出していきたいと思っております。

あとコンテナハウスの活用についてという質問ですけれども、これに関しましては、すべての入居者がなくなった後は、町に譲渡という形になっておりますので、これは今後、この活用につきましては庁舎内で検討しまして、何かの方法で有効活用を行っていきたいと考えています。



○環境保全課長（緒方良成君） 2点、お答えします。

まず、公共下水道の繰出金につきまして282万8,000円減額、これは下水道の使用料の増加に伴いまして、一般の繰り出しということで、これを減額しております。

それから、ごみ処理の債務負担行為のところでは上がっている分だと思えます。これに関しましては、平成30年度の10月末で3社だったところを2社に、1社が辞退されたということだったのですが、平成31年度に関しては、公募ということでお話をしたということではありませんでした。検討しますということでお話ししたと思っております。これは、平成31年度につきましては、これまで30年度以前は債務負担行為は上がっておりませんでしたので、4月1日に契約するという業務方法をとっていたのですが、このごみ処理の収集・運搬につきましては、これは町民の方にとりまして、これは大変重要な、1日も休むことはできませんので、4月1日で緊急に契約するというのは非常に難しいものですから、これは債務負担で上げるべきだという判断をいたしましたので、今回債務負担の金額の補填を担保されています。

また、業務に関しましては、今まで会社2社で現在行っております。5カ月ほど2社で行っておりますが、現在のところ効率性とか、事業の経験、そういうのを加味しまして、今後2社で進めていきたいと思っております。

○商工観光課長（作田豊明君） 71ページの、御船町の特産品の審査委員会の報償費になるかと思えますけれども、これにつきましては、大体当初2回を予定していたんですけれども1回にしまして、そのときの参加の欠席もありまして減額ということになっております。

もう1つ、債務負担につきましては、観光案内人につきまして、再三国から指摘がございまして、指定管理者に移行というお話をされておりましたので、平成31年度からは委託しまして、お客さんのニーズに合わせて、案内等を徹底していきたいと考えております。

○総務課長（吉本敏治君） 説明資料の85ページになります。出初め式等の振る舞い料理に支援物資と活用したため減額ということで、これは不足がありましたアルファ米等を利用したことによる材料費の減額と、消耗品の減額ということになります。ただ、お尋ねになりました、それがどのくらい残っているのか、あるいは消費期限、これについてはまだ確認できておりませんので、確認でき次第お伝えしたいと思います。

○6番（田上 忍君） ちょっと多かったから、疑問点がよくわかりませんので。

まず、商工観光課長に聞きますが、審査会のここの説明が回数が減と書いてあります

けど、参加者減ではなくて、ここは違うのではなかですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 当初2回審査会の予定をしていたのですけれども、その検討、その審査会のときに欠席される審査員もおられましたので、その追加されたところの説明書には書いておりませんが、それも減の原因となっています。

○6番（田上 忍君） では、回数の減だったということによろしいですね。

それから、ごみ処理の件ですけれども、今後も2社でやっていこうと思っているということで、回答があったかと思うのですが、これについては、特殊な処理というか、特殊な業務になります。ですから誰でもできるということではないと思うんですけれども、現在やられているところの独占というか、そういうのでいいのかなと。ほかにももしこういうのがあれば入りたいという方、業者もいるのではないかなと思うんですが、その辺についてはどう考えておられますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

入りたいという業者は、こちらにはまだそういう業者の方は来られていませんし、先ほど言われましたように、これは非常に経験を有します。御船町でのごみ収集が現在620カ所程度あります。リサイクルも108カ所ありますので、その場所、そしてどういうルートを通るといふ、これは非常に経験が今後優先してきますので、この件に関しましては経験値を採用したということになります。

○6番（田上 忍君） 今、答弁してもらったのですが、逆に業者の方から役場に誰も言っていないと。でも、そういうこと、今3社から2社に減ったよということ自体も知らない人もいるというか、ほとんどの人は知らないと思うのですよね。だからずっと今までどおりやられているから、もう入る余地はないよとみんな思っているから、そんなことを聞いてくるわけではないと思うんですよ。だからやはり、執行部からこういう状況なので、もし何かやりたい人がいたらどうぞ来てくださいとか、そういう案内をするのも1つではないかなと思います。ずっとこうやって、何というかな、本当は特殊な処理で、決まった人しかなかなかできないというところがあるので、どうしても独占的になってくると思うんですよ。あまりそういうところで、もうちょっとオープンにしてもらいたいなと思ったところなんです。

もう質疑はこれまでで、あと、残った回答については後ほどお願いします。

○議長（藤川博和君） お諮りします。10分ほど休憩したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 04 分 休 憩

午前 11 時 15 分 再 開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、野口建設課長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

○建設課長（野口壮一君） 沖議員の質問の中で、私が、平成31年度の護岸雑草の委託料について、45万円ということで発言をしましたけれども、正しくは60万円の要求ということになります。訂正をいたします。

○税務課長（上村欣也君） 先ほどの福永議員の質問の17ページですけれども、マイナンバーに関して、会社から役場に対して、町としては今回提示する必要はないということですが、住民から会社に対しては、ここでは継続的に報告する必要がある、ということになっております。

○福祉課長（西橋静香君） 田上議員の質問にありました42ページの、平成29年度の災害救助法の返還金の説明です。主な原因は、住宅の応急修理でした。改修見込みが374件の申請があっていましたが、実績により352件が完了しておりますので、その差額の分を返還する金額となっております。

○総務課長（吉本敏治君） 同じく、田上議員から質疑がありました件で、85ページの分です。出初め式の際にストックがありましたアルファ米を使用しておりますけれども、その残量は、1箱50食入っておりますけれども、結果として4箱使いまして、残りが10箱、つまり500食分については、まだ残りがあるということになります。それと、もう1つ、消費期限につきましては、2021年9月までの消費期限となっております。

○6番（田上 忍君） その支援物資については、食糧以外のものについても、さっき聞いたと思うんですけれども。ほかにどういうものがあって、これはどういうふうにこれから活用していくかについてです。

○総務課長（吉本敏治君） 食糧以外ということですが、このほかに、いわゆるマルチマット、敷マットみたいなやつです。それから感染防止用のマスク、ホームダウン、雨水利用タンクですね、それから非常時のふん尿処理セット、毛布、水等が残っております。

こういったものにつきましては、これまで各嘱託員定例会等を利用して、各地区の行事等で、もし使えるものがあつたらということで、リストを1回お配りをしたことがあります。その中で要望があつたものについては、その都度差し上げていたということもあります。今後は、各地区に置いております防災用のコンテナ、そういったところにもまた必要納品等を入れておこうかなというところで考えております。それから、新たに建設します防災倉庫、そういったところにも食糧以外のものを保管をしておきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 今、食糧がまだ残っていると。それから水もあるということでした。この2つについては、消費期限があるのですけれども、もしも消費期限が切れたらどうするのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 消費期限が切れた分については、もう廃棄するしかないと思っておりますので、消費期限内で使える部分は使っていきたいと考えております。

○6番（田上 忍君） 切れたら廃棄するしかないということであれば、ぜひ、それはせっかく御船町にいただいた分ですから、消費期限内に何らかの形で使うべきだと私は思います。それと、町長にですけれども、今回も、こうやって質問したときに、自分の担当のところで答えが、ここですぐ出せない、これは議会として非常に問題になるのではないかと思うのです。自分でこうやって、自分たちの課から議案として出てくるのですから、できる限り回答できるように、その辺はお願いしたいと思います。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 総務課関係で2件、公用車の実施について、もう1つは連結の不祥事の問題、それから、福祉課について1件、これは地域ささえ合いセンターに関することです。ページは、一般の補正予算説明書で、わかりません。ただ、それでまず、1番行きます。

1つは給油カード不正使用というのが不祥事があつたと思いますが、その件に関して、監査委員の報告を読みましたが、監査委員から出されました、これはもうページがあります。定期監査報告書というのがありますが、11ページです。各課共通というのが半分から下のほうにありますが、その真ん中ぐらいに、上半期の事務処理において検討改善されることの1つとして、運転日誌の様式が統一されておらず、燃料使用欄の記載がないものも見られました。また、行き先や目的が町内とか現場確認とか、漠然と記載されており、先に給油した者に続き、同じ内容で、この表現ですよ、「惰性的な日誌になっていま

した」と、この言葉が次のページにも見えるんです。12ページの下から4行目、「惰性的な使用状況が伺えます」ということですので、これで1つは、あれだけの不祥事がある中でと、これが不祥事防止のことに関連すると思いますが、それで、そういう給油カードの不正使用等について、再発はきちんと防止ができるのかという疑念です。

それから次は、同じこの監査報告書の12ページにも書いてありますが、上から真ん中ぐらいです。これは、私もずっと思っておりましたので、ここに関連づけなくても心配していたのですが、職員の年次休暇取得について、災害事務の膨大な中取得が難しい状況にあります。また休日勤務の代休も取得できず、職員の健康の点が心配されますと書いてありますが、これは非常に問題なのですが。例えば、労働基準法でこういうのは法定されているわけですよ。それを、では代休を、民間企業だったら代休を買い取りとか、そういう形でやるのですが、そういうのはできるのかなと思ってですね、それが1つ。

福祉課については、最近非常に話題に、非常にというか、最近よく耳にする言葉に、新聞それからNHKの報道ではたしかあったのですが、リロケーションダメージ、リロケーションショックという言葉が聞かれてくるんです。そういうのに配慮した、それが1つ。配慮したといえますか、リロケーションダメージないしはショックで考えられることは、地域ささえ合いセンターの予算が、これは少なくなるということではなかったかなと思うのですよ。結局いろいろ転居先が変わっていくわけです。転居先が変わっていくということは、今度は災害公営住宅から、仮設住宅から災害公営住宅に移動するわけです、公営住宅の方は特に、移動する。その前は自宅におられたのですよ。自宅から、災害公営住宅に移住されて、次には公営住宅に移動することに伴う環境の変化に伴って、うつ病が深刻化するとか、そういう問題。そして結局孤独死につながるということが今、これがさっき言った、リロケーションダメージです。それについての対応を今から考えていかにやいかんわけですよ。そのあたりについて、どう考えておられるかを、まず総務課長、2番目に西橋課長にお願いしたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） お尋ねの件についてですけれども、昨年の不祥事が発覚した以降、昨年内において、各課で持っている公用車、主にいわゆるその台帳を確認をいたしました。監査委員からも御指摘があったとおり、非常に雑な記入といえますか、そういったものがかなり見受けられました。そしてなおかつ、監査の中においても同様の意見をいただきました。それに基づきまして、我々も当然台帳の改善をする必要があると思っておったんで

すけれども、今年の１月に、全課、全職員に対して通知文を出しております。より具体的な記載内容とすることと、これは実際職員には記載例等をもとに配布をしております。

それから、給油カードにつきましては、現在すべて給油所に管理をしていただいております。ですから、職員の中で給油カードを持っているということはありません。なおかつ、給油カードを店に行って、給油所に行ってガソリンを入れた際には、当然その伝票をもらってくる。そしてなおかつ、入れた本人がそこにサインをします。そのサインをしたのは、給油所に残ります。そして請求があった時点で、給油をしたときに職員が出したレシートと、後ほど給油所から請求があったレシートの照合を今しております。そして、それで確認の上に、支払手続きをしますと今改めているところです。

それから、もう１つ、職員の年休ですとか、振替休日の問題ですけれども、確かに地震以降非常に職員にはハードな職務体制を実践してもらって、その分助かっているところもあるんですけれども、職員の健康という面から考えますと、御指摘のとおり、幾分心配な部分が出てきます。毎年町で今職員に対してストレスチェックは必ず行っております。そのストレスの度合いに応じて、さらには保健師や産業医からの面談を今受けさせているという状況になります。これも課長会議等で各課の課長を通じまして年休及び振替休日等の取得については、課長の責任でしっかりと管理をしてくださいということは、再三申し伝えているところです。しかしながら、この地震の対応のために、県外の職員等も今来ていただいておりますけれども、なかなかこちらが要望するだけの人数が集まらないというのも実際にはあります。任期付職員やその他の職員でカバーしている部分もありますけれども、それでもなお不足しているという実態も見受けられます。

そういったところについては、今後、人事を管理する部署としては、引き続き要求・要請というのは行っていきたいと思っておりますけれども、あとは自己管理に任せる部分もありますけれども、全体的に、職務として人事管理上の問題としては、現時点において考えられるところについては対応していているという状況です。なかなか改善に向けて具体的な妙案等もないものですが、現在としてはそういう状況で、少しは以前よりメンタルヘルスチェック等の結果も改善しているという実情は表れているところです。

○３番（岩永宏介君） ええっとですね。

○議長（藤川博和君） いや、福祉課長に。

○３番（岩永宏介君） わからんようになるとですよ、聞いておって、今質問して、直接、今

の件で。

(これはテープを止めておいてください。)

だから、先ほどの例が、いっぱい挙げられて質問されたでしょう。もう何項目もです。そしたら、本人も非常に、もっと個別の答弁を受けて質問したいということが、わからないことになるわけです。

○議長（藤川博和君） 規則に、一括審議になるとです。一括審議、一括答弁ですもんね。それに大体質疑回数は3回、これは規則になっておりますので。一問一答は一般質問、緊急質問と、議会基本条例に定めてあるとです。

○3番（岩永宏介君） 確かに3回と書いてありますけれども、それは1つの案件に対して3回ではないのですか。

○議長（藤川博和君） 同一議員が3回です。それなら、1回質問して、不審なら3回質疑していいんですね。

○9番（田中隆敏君） 議長。

○議長（藤川博和君） はい。

○9番（田中隆敏君） 議会運営委員会を開いてください。

○議長（藤川博和君） はい。

○9番（田中隆敏君） やりやすいような議会運営をお願いします。

○議長（藤川博和君） それでは、休憩いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時32分 休 憩

午後 0時02分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） お諮りします。ただ今より1時30分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時03分 休 憩

午後 1時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩永君、ちょっとお尋ねします。質疑は終わりましたか。

○3番（岩永宏介君） はい、1回しました。回答を1回ありました。2回目です。

○議長（藤川博和君） 2回目ですね。岩永君。

○3番（岩永宏介君） 思い出しながら、吉本課長の答弁を今考えていますが、そしたら、運転日誌の様式が統一されていない件、それから燃料使用欄の記載がないというのも、このあたりが明確に不祥事につながらないことであればいいと思いますけれども。再発防止については聞きましたけれども、その改正は、今のままということですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今年になってから、各課長を通じて各職員へ改善をするように通知をしておりますし、その改善の内容についても、既に通知をしております。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、2つ目の右側と言いますか、代休の件です。その問題は、基本的に先ほどの回答は課長のレベルでの答弁と思いますので。といいますのは、これは結局労働基準法なのです。だから、同じ、同様に代休を取ってもらうというところまではわかります。ところが、法律が守られていないという部分については、これは町長の答弁を聞きたいと、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 先ほど課長からお話があったとおり、できる限り、震災直後から本当に苦勞した職員の皆さんですので、取っていただきたいというところであります。しかしながらまだまだ取れないと、そういった課も発生しております。なるべく取れるような、そういったふうに働きかけていきたいと思います。

○議長（藤川博和君） 岩永君、予算審議とこれとの関連性を、ちょっと述べてください。決算の報告と、この予算の議題と。

○3番（岩永宏介君） 全般的に、私が言っているのは、平成30年度の定期監査ということは、結局、この項目にない部分というのも当然出てくるんですよ。だから、こじつけではどれだけでも出てくるんですよ。例えば、不祥事防止の予算が入ってないということと言ってもいいのですが、ここに書いてないことばかりだったら議論にならないということです。長くなるから、それだけ申し上げます。

○10番（沖 徹信君） 80ページの公用車リースの不用額が出たということは、リース業に対しては当初予算のときに、そのリースの分は上がるわけですね。途中で廃車したとか、そういうことなのでしょうか。

それからもう1つ、急傾斜地崩壊対策事業の中で、額の確定ということですが、



ここは、それはどういう予算で組んだのか、それともう1つは、各課自分たちの責任において研修費は予算化しているわけでしょう。その予算が執行されなくて減額になっている。こういうことはどういうことですか。平成31年度の予算は、こういう予算は組まないということが言えますか。

○建設課長（野口壮一君） まず最初に質問がありました、公用車のリースです。不用額として4万1,000円出しております。これは住宅係で新たにリース車を取ったということで、このリースに係る入札の残金ということで4万1,000円を上げております。

それと、急傾斜地は78ページのことですか。これは、熊本県が施工します急傾斜地崩壊対策事業に対する町からの負担になります。県の補正予算に増額がっておりますので、それに付随して、町も事業に対する負担額が出てくるということになります。

それから、研修費ということですが、この立てたものがいけないという御指摘だったと思います。実は、業務もまだまだ煩雑な部分もありますので、その辺が行けなかったことの理由の1つとして、今回減額という形で示しております。

○10番（沖 徹信君） リースの分で、予算の残ということですか。新しくリースを始めたならば、リース代はかかるはずでしょう。それが残になっているということはどういうことですかということを尋ねたのですけれども。

議長、言ってくださいよ、質問と答弁が違うと。

○建設課長（野口壮一君） 今回、このリースというのが、平成30年度から新たにリースを始めたということで、前々から引き続いたものですけど、災害公営住宅等が現場に行く回数も増えてきたということで、新たにリースを始めたということです。そのときの入札残ということになります。

○10番（沖 徹信君） 車種とナンバーをお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 車種はダイハツの軽のワゴンになります。番号は熊本480-に-9471です。

○10番（沖 徹信君） 当初の予定金額は幾らでしたか。

○建設課長（野口壮一君） ここに資料を持ってきておりませんので、後で報告をいたします。

○10番（沖 徹信君） 今持ってきてもらわないと、先に進めませんけど。

○議長（藤川博和君） しばらく待ってください。

○1番（清水 聖君） 審議が止まっている間に、私の質問をしてもよろしいでしょうか。沖

議員、よろしゅうございますか。

○10番（沖 徹信君） いや、だめよ。わからんごとなるから。

議長、午前中に矢形川のユンボで切ったところの金はどこから出ましたかと、それを聞いたでしょう。後からというごたる何だったでしょう。普通、そういう答弁をしたら、午後に始まる当初に、午前中のはこういうことでしたと発言を求めて発言するのが筋ではないですか。そういう発言もないから、ほかのところに発言が移れば、またうやむやになってしまうという可能性があるから、できませんと言ったわけです。

○議長（藤川博和君） お諮りします。2時まで休憩いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 休憩することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時46分 休 憩

午後2時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどの沖議員の質問にお答えをいたします。すみません、回答が遅くなりましてご迷惑おかけしました。

昨年の6月議会で公用車のリース用料としまして3万円の9カ月分27万円の予算の承認をいただきました。承認後、リースに係る入札を行いまして、1カ月のリース料が2万5,380円で契約をいたしまして、その分の9カ月分で、7月から3月分までで22万8,420円です。予算27万円から22万8,420円を差し引きまして4万1,580円ということになりますので、今回、4万8,000円を減額という手続きを取らせていただいております。

それから、すみません、午前中に沖議員から質問があっていましたが回答が遅れまして、大変申し訳ございません。矢形川の上高野橋と下高野橋の間の通行規制ということで、熊本県の上益城支所の土木部に確認をいたしまして、矢形川の護岸工事をやっているということで、その前に、バックホーンのついたユンボで草を刈られていると。工事が完了はしているけど、まだ検査が済んでないということで、まだ通行止めをしているということです。3月に検査が終了次第通行止めは解消するとなっております。以上報告します。

○10番（沖 徹信君） 工事は1月中には完成していると思うとです。検査にそんなに暇が要

るのですか。業者の方も一日も早く検査を終わってお金をもらいたいと思っておられるのではないですか。どういう何でそこまで延びるのですか。地域の人たちも迷惑しますよ、交通止めということで。

それから、浄化センターのところから草刈りしたのは、県がしたということですか。護岸工事のために県がしたということですか。全然工事に関係のなかところも切ってもらわねえですね。来年からもお願いしておきますよ。

○建設課長（野口壮一君） 工事の検査の時期につきましては、県の書類の関係等もあっているのか、ちょっとその実情ははっきりはいたしません、電話で聞いた範囲では今回の災害復旧工事で支障となる草を機械で伐採したということを知っています。

○10番（沖 徹信君） 今度の工事は、さっき言うところの両側です。地震で川のの流れに対して両岸という形で、あそこのために浄化センターから草を切る必要があるんですか。それは切ってもらわねえということは、非常に矢形川のためにはなりますけれども、それよりも、川の塘受けのほうの下の方の草を切ってもらったほうが、洪水のときには水の流れはもっとよくなりますよ。そこら辺はどうなのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃったように、河川区域内も一緒に草を刈ったほうが流れのほうもよくなっていく景観上もよくなると思っています。その辺はまた町から県の担当課に話をし、協議をしていきたいと思っています。

○10番（沖 徹信君） これは両方ですけど、これから、毎年両岸切っていただきますように要望しておきます。

それから、急傾斜地、そのところの説明をもう一度お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 先ほども言いましたように、急傾斜地の崩壊対策事業ということで、事業主体は熊本県になります。下鶴と小坂の2カ所の分になります。先ほども言いましたように、県の補正予算の増額により、下鶴に440万円の、町負担が5%になります。それから、小坂のフジワ住宅に面する斜面が8,000万円の事業費に対して20%の町の負担ということになります。それで、合わせて1,622万円になるわけなのですが、当初予算1,050万円から、今言いました1,622万円を差し引きまして、今回572万円の増額ということになります。

○10番（沖 徹信君） それはわかりました。

それから、研修費の残額、減額、これはどうなっていますか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほども答弁をいたしました但、予定枠をしていたものの、まだ復旧工事等に費やす時間が縛られるということで、調整がつかずに執行部のほうに参加ができなかったということになります。

○10番（沖 徹信君） 仕事の都合上研修に参加できんと、それは言い訳にはなりませんよ。もうちょっと研修は研修に参加して、学習意欲を挙げてくださいよ。だから、残業せんで仕事が終わらないのでしょうか。違うのですかね。人間が多過ぎるから、あまりにも譲り合い精神があつて仕事が終わらないのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今後、今議員が言われましたように研修に参加して、そういう関連の知識を高めていくように、次年度は、こういう不用額が出ないように取り組んでいきたいと思ひます。

○10番（沖 徹信君） 総務課長に伺ひますけれども、こういう研修費の減額というのは、どこの課にも多少なりともあると思ひんです。そういう中で、職員の研修、そこら辺はどう思ひられていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 確かに今、野口課長が申しましたように、業務の都合上、日程調整がつかなかったという場合は、ほかの課にもあると思ひます。町で研修は計画を立てながらやっておりますけれども、内部研修と研修協議会等に参加指定の研修と、大きくは二通りやっております。昨年は、研修協議会へいろんな種目別です、例えばIT研修であつたりとか、契約事務であつたりとか、市町村民税の研修であつたりとか、こういったことについては参加をされておりますし、これはもちろん希望者も含めてですけれども、平成30年度で、のべ108名が参加をしております。それから内部研修につきましても、行政対象暴力の研修、それから人権教育研修、コンプライアンス研修、交通事故防止の研修、こういったものも含めてやっております。これは、概ねほとんどの職員が全体研修には参加しているという状況でして、研修は研修計画に基づいてやっておりますけれども、先ほど言つたような状況は各課の状況によつても出てきているというのは、実情であります。できるだけ研修には参加していただきたいと思ひっております。

○10番（沖 徹信君） 私が言ひたいのは、その係の研修、そういうときに、該当する人は1人ではないはずですが。どこの課、係があつて、係長の下に何人かは社会教育の場合には係長で部下なしというところもあるかと思ひますけれども、ほかのところは大抵係長がおつたら部下がおるじゃないですか。その人たちで譲り合いながら、誰かが参加して、それと

ということです。譲り合って参加すればできないはずはないと思いますけれども。

○総務課長（吉本敏治君） もちろんそういうことは可能であれば、そういう対応はできると思います。ただ、対象者が限られている場合は、それもちよつとは難しいとは思いますが、対象が限られていない場合はそういう時間の協議ができれば、そのほかの職員で対応ができるのであれば、そういう手段もとれるとは思いますが。

○議長（藤川博和君） 岩永君の先ほどの質疑の答弁を、西橋福祉課長、お願いします。

○福祉課長（西橋静香君） 岩永議員の質問にお答えいたします。

リロケーションダメージについては、これまで受けた研修会や会議等で学んできております。住環境の変化が心身に負担をかけ、睡眠障害やうつ、閉じこもり、認知症などの症状が出てきたり、孤独死などの原因になることもあります。高齢者においては、要介護リスクを高めるとも言われています。避難所から仮設住宅へ移られたときも、みんなの家で仮設団地サロンを早期に立ち上げました。また、仮設入居者の見守りや支援のために地域支え合いセンターを社協委託で平成28年10月からスタートしています。一部の仮設団地は熊本YMCA、熊本健康支援研究所へ再委託されています。

住まいの再建が進み、仮設の入居者は1月末現在で約900人、仮設の43%が空き部屋となっています。今後も、地域支え合いセンターにより見守りやサロンを通じた心に寄り添った支援を行っていきます。

また、災害公営住宅への入居も4月から順次進んでいきます。恒久的な住まいが確保された後も、リロケーションダメージが起きます。恒久的な住まいの地域での新しい暮らしが安定した暮らしとなるよう支援が必要です。災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業を平成31年度の新規事業として予算計上しています。災害公営住宅入居者同士のコミュニティ形成、入居者と地域住民のコミュニティ形成を行う予定です。

なお、この地域ささえ合いセンター事業、コミュニティ形成支援事業は、新設される新しい課、復興課で取り組む事業となります。福祉課としては、民生委員や小地域ネットワーク事業、包括支援センターの事業を通じて支援をしていく予定です。孤立化させず、人とのつながりを作る地域活動が大切だと思っております。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。

○1番（清水 聖君） 3点ほどお伺いします。1点目、61ページ、小規模農業用農道の早期復旧支援事業交付金が1,500万円ほど減らされております。これは、見込みより要請件数

が少なかったとありますけれども、あったかもしれないけれども見落としたとか、どのくらいの見込みを考えておられたのか。それから水路また見落としたところとか、また要望があれば、それを続けて受けていっていかれるのかです。

それから、地籍調査、地震があっっておくれていると思います。これは67ページです。おくれていると思いますが、この進捗状況をお聞かせください。とにかく山間のほうがまだほとんど進んでおりません。何年ぐらいかかるのか。年数によっては、もう私たちも年取って杖引っ張って、この境界線を見るとかということもできなくなるのかなあとか、そういうことも考えております。

それからもう1点、それは101ページ、社会教育費になります。老人会とか、そういう総会等がございます。そのときによく出る話ですが、ゲートボールを1時間ほどして総会に入るところが多いかなと思います。この10万円ほど取っておりますが、これは10カ所の公民館運営費というか研修費だと思います。この研修費を使うために、社会教育課としては、こういう講師の先生がおられますよとか、例えば保健師の先生とかのお話を聞いていただくとか、認知症予防にはこういったことがありますよとか、そういったことを公民館なり何なりにちゃんとお伝えしていращやるのか、そういうところをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

**○農業振興課長（藤野浩之君）** お答えいたします。

まず61ページの小規模農業用水路、農道の復旧支援事業ということで、これは熊本地震に伴う復興基金を活用した事業であります。これは、災害復旧事業に該当しない40万円以下の小規模の事業でありまして、これは各農家、受益者からの申請を受け付けて事業を行う事業です。当初、平成30年度におきましては、約100カ所等見込みで予算を立てておりました。実際2月末現在ですけれども、申請が46カ所の申請だったということで、その差については、今回は6,000円で減額したというところになります。

ただ、この事業につきましては、今後も継続していくということになっておりますので、平成31年度においても、申請は受け付けていきたいと考えています。

それと2点目の67ページですけれども、地籍調査ということで、今回事業ができなかった部分があります。これは熊本地震に伴う地籍調査一筆作成測量の委託料ということで、町の単独費を使ってするという事業でした。これは、地震で地盤が揺れて、地籍調査の成果が使えなくなった部分があるということで、その補正作業と、それを変換する作業等

を計画しておりました。それで、国・県の作業方針が10月過ぎぐらいに決まったもので、すべての補正作業ができなかった部分があったということで、今回減額をしております。

地籍調査事業につきましては、現在進捗としましては13～14%ということで、まだまだこれから長期間かかるのかなと思っております。それで、地籍調査につきましては、国土調査十箇年計画を策定して、それに基づいてやっていくということで、平成32年度からまた十箇年計画が始まりますので、本年度からその計画をまた策定をしていくということで、特に山間部においても今後境界測定が難しくなっていくということで、そちらも含めたところで早期に完了できるよう努力をしていくということで、今後私たちとしても課題だと思っております。

○議長（藤川博和君） 清水君、この件に関しては質疑はありませんか。よかですね。

○1番（清水 聖君） はい、まだ、あと1件残っています。

○社会教育課長（宮川一幸君） 清水議員の公民館・分館の研修についてお答えいたします。

今年は一応予算としては、1地区1万円という形で予算を掲げておりました。今年が人権研修をメインにしておりましたので、うちの職員が各分館に行って人権のDVDとか、そういったのを放映したりとかしていましたので、こういった形で予算を使わなかったという形になっております。

先ほど清水議員が言われましたように、こちらから逆にメニューを幾つか選べるような形で次年度は考えたいと思いますので、御意見大変ありがとうございます。

○2番（森田優二君） それでは、歳入についてですけれども、一応3点あります。

まず1点目ですけれども、2ページです。たばこ税が1,500万円ほどの減額になっております。これについて、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○税務課長（上村欣也君） 今回の補正でたばこ税が1,500万円の減額ということにつきましては、まず当初の見込みと違いまして、現在紙たばこから電子たばこに移行しまして、結構たばこを吸う方が増えてきてまして、最終的に実入りが、要は役場に入ってくる金額は、例えば紙たばこですれば1箱当たり100円ぐらいが入ってくるころですが、それが電子たばこにすれば、3種類のメーカーがありますけれども、一番多いところで80円ぐらいと、50円、一番低いところは15円ですので、そこが、どんどんたばこを吸う方は増えていきますけれども、町に対する税収は減ってくる。それに伴いまして減額という形です。また、今後は紙たばこが10月に上がりましたが、今後5年間において、電子たばこに関して

も増額して、紙たばこの減額に合うような金額にするということとなっております。

○2番（森田優二君） 電子たばこの普及によりということで、電子たばこの場合は幾らぐらいかなというのをちょっと思っていたのですけれども、今の話によれば80円から、一番安いので15円とかなり差があるようです。それにしても、やはり今までからしたら1,500万円ほどの減額になっておりますので、というのも、そのところは、どうかしてくださいということは私たちも言えませんので、今後、よろしくお願いしたいと思います。

次に5ページ、普通交付税、これが1,800万円ほどの減額になっております。説明の中で、学生数と生徒の減少ということで、一応話は聞いておりますけれども、ここのところを詳しく説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

私説明の中で、中学校における学級数と生徒数の減少に伴って基準財政需要額も減少になったということだったので、まず学級数です。御船中学校の学級数なんですけれども、平成24年度が14学級、それが平成30年度は12学級と2学級減っております。それに生徒数は平成29年度が388名に対しまして、平成30年度が366名、そして、この分に関しては22名ほど減っているということで、学級数に対しまして、学級数と生徒数に合わせますと大体1,200万円程度交付税として減っております。その部分が大きな影響を及ぼしているという状況になります。

○2番（森田優二君） これには、交付税ですのであまり言えないのですけれども、かなり安くなっていると思います。学級数も前年度に比べたら1学級、1クラスの減ではなかったですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成29年度は14学級ということで、30年度は12学級ということで2学級減っているということです。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。

それと、8ページ、町営住宅家賃ということで、これも380万円ほど減額になっております。この減額の理由をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 町営住宅に係る家賃です。主な原因として、口座引き落としの方と納付書の方とがあります。一応大きな要因として、口座引き落としの方々について、残金不足等が多く、そこで差し引けなかったということで、差し引けなかった翌月には、督



促状を出して、残金不足ですよという通知を出しております。

それから、もう1つは町営負担金、退居世帯が見えてきたということで、玉虫団地それから中原団地も最初は40世帯ほど計画をしていたんですけども、実際帰ってこられるのは35世帯ということで、その辺のもろもろの理由があって今回減額ということになっております。

○2番（森田優二君） あまり深くは追求しないんですけども、要するに、もともとの見込みから、取れない部分が出てきたと。中原団地はちょっと別ですけども。そう理解していいんですかね。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃった要因と、あと1つは、地震後から、やはり収納率というのも実際下がってきているという状態にあります。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。

次に、歳出ですけども、こちらも3点、まず60ページ、ここにため池等の整備事業負担金が、県が調査不要としたためということになっておりますけれども、これはどういうことですかね。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

ため池の緊急整備として、ため池調査が予定されておりました。ただ、今回この調査対象から外れたということで、今回調査費が不要となっております。

○2番（森田優二君） 調査対象から外れたということは、どこからを調査するように県が出していた、そこが対象から外れたという意味でしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 調査する対象になるのが、堤防の高さとか、流域面積とか、そういった規模によって決まってきますけれども、今回のこの規模に合致しなかったということで、今回調査が不要となったということです。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。町で申請したけど、それが調査の対象にならなかったということですね。はい。

次に101ページ、工事請負費が出ております。これが上野分館解体費用詳細設計費用の増額となっております。この説明をお願いします。

○社会教育課長（宮川一幸君） お答えいたします。

上野分館を今度、まず旧J A跡地を今度、ようやく契約にこぎ着けているところなんですけど、それで今回詳細設計をしまして、旧上野分館の解体を、当初予算で組んでいたの

で詳細設計をしましたところ、追加で、あそこの前の消防の詰所も一緒に解体していただけないかなという話になって、そういったのも追加で入れたりとかしましたら、今回この金額が、当初は約500万円ぐらいの予算だったのですが、詳細に組んだら623万円という形になりましたので、その不足分を今回計上したという形になっております。

事業についても、今回計上して繰越事業で行う予定でおります。

○2番（森田優二君） これは詳細の説明の書き方が悪いのではないですかね。今の話だったら一応上野分館は幾ら、それに消防格納庫解体分が追加で幾らということになったということでしょう。

○社会教育課長（宮川一幸君） 最初は概略設計という形で平米（平方メートル）単価で予算を計上しておりました。実際、詳細を組みましたら手作業とか、現地がちょっと段上がりとか、そういったところがありましたので、手作業とする作業とかいろいろそういったのも追加で出てきましたので、それと消防だけではなくて、解体も幾分か金額が上がったという形になっています。だから、その2つに分けるというのもどうかなと思いましたので、今度はまとめて1つで計上を今回しております。すみません。

○2番（森田優二君） 今話を聞くとわかるのですよ。けれども、この説明書を見たばかりではわからないんですよ。だから、やはり今のところを、私がちょっと言ったように、もともとは分館の解体費用それに今回は消防格納庫も一緒に解体して、その分金額が上がったぐらいのほうの方がよりわかり安いかなと思います。

それと解体工事と、あとは解体後の利用です。そこらあたりは一応話というのは出ているのですか。ちょっとそこまでお願いします。

○社会教育課長（宮川一幸君） 地元ではこういったものを造りたいという形でいろいろお話は出ているのですが、まだ教育委員会としては、今後の方針というのは何もまだ、更地にするだけで何も決まっております。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。

それと、115ページ、ここに農業用施設災害査定設計委託料というのがあります。これを読むと、1月3日発生の地震に係る査定とあるのですけれども、これは、ここの説明をお願いします。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この地震に伴う査定設計委託料ということで、今年1月3日に地震が熊本地方は発生

しております。ただ、御船においては震度2の地震であったのですが、実際場所は上野地内ですが、用水路がこの地震によりまして被災をしたということで、査定の準備のために測量設計委託を今回計上しております。

○2番（森田優二君） 大体、1カ所ぐらいあるでしょう、大体何カ所分とか何件分ですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 件数は1カ所で、工種は用水路工事になります。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。

○9番（田中隆敏君） 先日一般質問で取り扱いましたが、58ページ、やはり補正を組んで、数字が上っておりますけれども、まず農業用機械の支援事業ですが、スタブルカルチ、どういう内容の仕事をするのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

スタブルカルチ、これは耕すときの機械です。

○9番（田中隆敏君） では、こういう中で、この補助の金額は3,000万円を超えるという形になっておりますけど、これは5割の補助ということは、見積額というのは、この倍と考えていいのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回、予算で計上している分については、補助金額ということで計上しております。ただ、設定の中で、事業費という言葉で記載しておりますけれども、ここはちょっと記載がまずかったのですが、ここは事業費としては、今議員が言われたとおり、この倍の事業費となります。補助率が50%ということになります。

○9番（田中隆敏君） その鋤の、その他とありますけれども、鋤、トラクターが言えばアタッチメントですよ、どれが、見積りが、ほかの機械もあるんでしょうけれども、ちょっと単価的に合わなかったからどんな機械ですかという話です。

○農業振興課長（藤野浩之君） すみません、その機械のほうも全部の種類を書いておりませんで、代表的なものを書いておりました。その中で、ほかに事業の内容としましてはコンバイン、トラクターが3台、それと野菜の収穫機、これはキャベツの収穫期あたりが2台、それと、今言ったアタッチメント類です。それと、野菜の移植機、こういったのがこの事業の内容となっております。

○9番（田中隆敏君） そうですね。そういう団体の、言えば申請ですから、詳しく何に使うか、どういう機械が何台なのかというのが、聞かないつもりでしたけれども、単価的に非

常に大きいから、1台とか2台という問題ではなくって、さまざまな形で複合的にアタッチメントをつけた機械も必要だと思うんですけども、これは任意団体ですから名前は必要ありませんけれども、やはりこれだけの金額を任意団体でそろえられるということが、昨日も一般質問で申し上げましたけれども、ポイント制の部分で、じゃあ6,000万円を超える相当の事業費であるとするならば、やはりほかの認定農業者の方の申請の部分です。要するにこの方たちは当選をされました。そういうことでこの事業認定がなされると。では、ほかの方も申請をされているけれども、やはりポイントが足りないから当選しませんでしたということなのかなと思うんですけども、どういう形で出せばポイントが、昨日はあったけん、それはそう聞きましたのでそれから先は言いませんけれども、大体どのくらいのポイントがあればこういう事業に取り扱うのか、それは御船町で決めるのか、熊本県で決めるのか、そこだけでいいから教えてください。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回のこの事業につきましては、国の補正予算という形で要望調査が来まして、農家の方に周知して申請を受け付けたということです。その中で、これは国ですべて決まっていくということで、予算に応じてポイント制で、上のほうから順番に決まっていくということで、九州に幾らとか熊本県が幾らとかいう割り当てはございません。国が示した要綱に基づきながら、ポイントの上位のほうから予算の範囲内で、今回の場合は採択が決まったということになります。

あとは、補正ではなくて通常の当初予算からそういった部分については、またいろいろな要件等もあると思いますので、そういう要件に合ったような事業等を、また皆さん方に情報を提供しながら、採択しやすい方法を町としても考えていきたいと考えています。

○9番（田中隆敏君） 今回は5割の補助で、非常に有利な機械導入の機会だと思うのですが、では、これは平成30年度の補正の部分だと思いますし、31年度も5割補助のこういうのがあるのか、またはちょっと下がった形で3割の補助の形態になるのか。でないと、今回当選された方が、また違う、足りないから、ポイントが高いから出しますよとか、そういうのがあれば、なかなか一般の認定農業者の方でも当選のところまで行かないので、そういう面も多少やはり、ほかの農家の方も機械導入を考えておられますので、そういうところの配慮も何かあっていいのかなと思いながら、お尋ねをいたしました。何かあったら、お答えください。

○農業振興課長（藤野浩之君） 機械導入に際しましては、いろいろな事業がありますが、先ほど言われました3割の補助、それは経営体推進事業ですけれども、これは割と借りやすい事業かと思います。すべての農家の皆さんに平等といいますか、申請していただける、そして採択していただけるように、町としてもいろいろな情報を国・県あたりから情報を取りながら、皆さん方に周知して申請をしていただくという形でやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○4番（中城峯雄君） 歳出について、1点だけ質疑をします。説明書の4ページですけれども、退職予定者の増で2,300万円増額と記載されていますね。定年退職者の方、当初予算に記入してありますね。これは中途退職者だと思いますけれども。理由はそれぞれあるかと思いますが、何名中途退職予定者がおるのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 4ページに今回補正予算を計上しているわけですが、合計で退職者は10名です。そのうち、定年退職者が6名、ですから4名が中途での退職ということになります。

○4番（中城峯雄君） それぞれ4名の方は、定年退職者は、これはハッピーなことですが、4名の方は、本当に残念ながら、要員不足の中で、仕事を中途でお辞めになるというのは、それはいろんな事情はあるかと思いますが、一般質問で岩永議員が職場のセクハラ・パワハラという質疑がありましたけれども、こういったことはあるのかどうか私わかりませんが、非常に地震後特に皆さんストレスの中頑張っている状況だし、年休の取得の課題がありましたよね。これは、私ども企業でも、ずっと年休の取得の関係は課題としてずっとありましたけれども。

そういう中で、先般の役場で標語の募集をされましたよね。あれは、とってもああいうのは、自分の職場を客観的に見直すいい機会になりますので。ぜひともああいうのは、私どももよくやっていました、明るい職場づくりだとか、健康づくりの標語を募集して、入賞者に賞品をやっていましたけれども。これは金はかからないので自己啓発になりますので、こういったことも続けていっていただきたいということです。

○5番（福永 啓君） 何点か質問いたします。これは実は、当初予算で質問したいと思っていたのですが、同趣旨の質問が田中議員からありましたので、内容はかなり同趣旨しているので、こちらのほうを質問いたします。やはり交付税、交付金です。先ほど中学生の、これは実は当初予算で減っているんです。中学生が生徒数が減ったことによってクラスが

減って、そして、交付税の算定根拠が減って、そして交付税が減ったんだということになります、というお話がありました。1,000万円ぐらいですよ。

そうしますと、御船町内の小学生が町外に通った場合、これも全く同じ計算になってきたりするんですよ。ですから、今回、今の現状はいかがでしょうか。御船町内の小学校に通っていらっしゃった方が、現在、町外の中学校に何人の方が進学されているか、数がわかれば教えてください。

○学校教育課長（坂本朋子君） すみません、手元に持っておりますのが平成30年度と31年度を予定したものになりますけれども、昨年が16名が御船中以外のところに通っています。その中で、国立、県立、私立に入った子どもさんが13名でした。この平成31年4月に入学予定の中で、町外に出る予定を希望されている方は6名いらっしゃいます。

○5番（福永 啓君） 16名から6名に減ったと。これはもういいかなあと思ったんです。これは、さすがに親御さんに協力を依頼するというのは難しいことなのです。自分の子どもですから。これが御船中学校に魅力があれば、おそらく逆に町外からそのために引っ越してきてそして入れるということすら起こるんです。そうすると、10数人もし御船中学校が増えれば、これはクラスがあと1つ増えませんか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 平成30年度に限って言えば可能性はあったと思います。

○5番（福永 啓君） 本当あと少しだったんですね。あと少しで4学級になったんですよ。ということは、結局それをできれば1,000何百万円の実利があったということになるのです。そうすると、中学校に対する投資というものが、これは非常に実は実利の上でも、教育に対する、魅力に対する投資というのは、これは財政の上でも実利の上でも非常に重要になってくると思うのですよ。その点はどうお考えでしょうか。

○御船町教育長（本田恵典君） お答えいたします。

資料がございますので読み上げたいと思うのですけれども。御船町では平成17年に児童生徒数は1,544人でございました。それから減り続けまして平成25年に1,283人まで落ち込んでいます。過去には、平成26年度から増加に転じまして、現在のところ1,330人を超えるという勢いでございますので、今のところ、私は、今の現状では児童生徒数がこのまま増えていけば、非常にいい結果になるのではないかなと思っております。

ただ、1つ心配しておりますのは、出生者の数につきましては、過去5年少しずつ減っておりまして、その辺を危惧をしているというところですよ。

○5番（福永 啓君） 数が増えても町外に行ってしまうれば、先ほどみたいに、1,000万円単位でお金が実利が減るわけなのです。これはもう、財政の方、町長も十分理解していらっしゃると思います。教育に対する投資というのは、本当に実効性のある投資になると思います。これについては、くれぐれもよろしく、今後唯一の中学校ですから、教育に対する投資お忘れなく。

続きまして35ページ、これは歳出の説明書です。中古代替品による減額というのがあります。これは8割ほど減額されているんです。これはやはり自分のお金ではないから、中古品より、予算があるなら新品買っておこうという考え方があるのかなと思っていたところが、こうやって何か財産を少しでもお金を減らそうとしていらっしゃる。これは、どのようなものを購入し、どのような理由で購入したのでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

これは、購入したのではなくて、一応古くなったものを買い替えを予定していたのですけれども、タイミングよく支援品とか、あと給食センターが閉鎖されたので、冷蔵庫が余っているから要りませんかとか、そういうことで中古品を、手を挙げていただいたと、タイミングよく、あとクーラー、机、この辺をいただいて、その中古品を代用したということで、購入ではありません。

○5番（福永 啓君） 予定していたものが、ほかのところから中古品となったものを入手することができたと。そのような形で再生、同じようなものを財政的に非常に貢献されたんだなと思ったところで、ちょっと私はびっくりしたことなんです。

次40ページです。これは弔慰金です。これについては、関連死等の弔慰金が入ってきたのかなと思っております。今もうそろそろすべて審査等は終わっているのではないかなと。前は1件残っているという話もございましたけど、被害者、被災者のうち、けがとか亡くなられた方たち、関連死の方ですとか、そういうのは既に確定いたしましたか。確定してなかったとしたら、どれだけでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 現在までに直接死が1名、関連死の方が9名認定を受けていらっしゃいます。関連死の申請は、震災からこれまでの間26件申請があって、そして認定が9件、却下された方が17件でした。本年度、平成30年度は、この却下された17件の中の2件の方が確認のための審査を審査会で行われております。

○5番（福永 啓君） あとは確定までは時間がかかるということですね、ということですか。

はい、わかりました。

続きまして58ページ、これは先ほど田中議員から質問があった、担い手確保経営事業補助金なんですが、これ自体というのは、これは町の負担というのは全くゼロということでもよろしいのですか。あと、採択等で全員採択されたわけではないということだったのですが、ちなみに採択率は何%ぐらいだったのですか、町内においては。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この事業は国の補助と、あと補助残につきましては融資を受けるということで、町からの補助はありません。

それと、今回補助事業の申請ということで、御船町においては、10経営体からの申請が上がっております。そのうち今回2つの経営体が採択になったということです。

○5番（福永 啓君） 商業、農業に限らず、この基金のこれは割といいやつだから、結局は採択率は低かったりするものなののですが。2割ですね。大変だったなあとと思います。

続きまして79ページ、木造住宅耐震改修等の補助金、これは大幅減になっています。おそらくこの熊本地震を受けて、これだけの多額の申し込みがあるだろうという前提のもとで予算を組んだ。ところが、これほどではなくてこういうふうになったのかなあと思うのですが、これは事前に、今年度は受け付けが締め切られていると思います。この制度というのは、別に震災に限らず、今後のこともありますね。震災があったからだけではなくて、来年度以降、これについては、この制度は続いていくものなののでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今言われましたように、戸建の木造住宅です、昭和56年5月30日以前に建てられたものが対象と、それから熊本地震で被災した住宅です、これが対象ということになっております。当初予算で25件の予算を組んでいたわけなのですが、実質4件の申請にとどまっております。熊本県全体として、この耐震化率を上げたいということで、県下一斉この事業に着手しているわけなのですが、本町に限らず、他町も申請件数が低いということで、県も各自治体にまた協力をお願いされているという実態であります。もう少し多く申請をしてもらえということで、平成31年の固定資産税の納付通知書の中にチラシを入れて、こういう制度がありますよというのを徹底して周知を図っていききたいということで、平成31年度では対応をしていきたいと。

この事業はまだ続きますということになっています。

○5番（福永 啓君） これは、実は熊本県のみならず全国的にある制度でもあるのです。た



だ、地方によっては若干補助率が違ったりします。これに関しましては、熊本県が主としてやっていたところですので、ぜひ補助率のアップです。ほかの県でもうちちょっと高いところがあるのです、半額とかでなくて3分の1にしてもらい、3分の2とか、そういうのもあるのです。他県の、このネットで見ればすぐ出てきますよ、木造は幾らだったか、他県のを見てください。補助率は高いです。その補助率が上がらないと、なかなかそういう耐震化が進まないのではないかなと思ってしまいます。そのあたりの補償をお願いいたします。

教育費の112ページ、このところで、約970万円特別展配当金として、恐竜博物館振興基金積立金に繰り入れられております。この振興基金というのは、恐竜博物館の整備及び事業の推進並びに学術事業等の出資を円滑に実行するためのみに利用できるように規定上はなっていると思うのです。この特別展の収益、これは大体幾らで、それをどの程度この中に、全部なのか、ほとんどなのか、一部が繰り入れられたのか。また、そういう目的のみに利用できる基金に繰り入れられた理由等を聞かせてください。

○社会教育課長（宮川一幸君） それではまず、特別展の収支について御説明をいたします。

特別展につきましては、まず収入が8,220万7,253円上がっております。それに対しまして、決算額が6,602万3,787円、差し引いて1,618万3,466円が事業収益という形で現在なっております。今回、実行委員会を作りまして、機関委員を御船町と読売新聞社、熊本県民テレビという中で、出資比率は60%と20%、20%という形で出資比率をしております。その1,600万円を0.6掛けまして、町の収益といたしまして、配布の分が970万9,360円という形で今回積立金に計上している状態です。配当金は一応恐竜博物館の積立金に全額積み立てていくという形で今回計上しております。

○5番（福永 啓君） その理由をお聞きしたのです。配布のときに、これは一般会計の財政を使って、これを使ったという一面もあるのです。また恐竜博物館の運営には一般会計の財政から大分入ってきていますね、ああ、少し入っているわけなのです。通常利益が出た場合に、運営費は一般会計からもらって、利益が出た場合は全部恐竜博物館のみに使うというのが果たして、皆さんに理解されるかなという一面があるのです。

恐竜博物館というのは、非常に学術的価値の高いものではあります、一方で皆さん期待されているのは、それを使って一般の方々が御船に来訪してもらって、そしてそれを御船町の振興につなげようという一面もあるわけなのです。だから一般会計からお金が出

ているというのを理解されているという面もあると思います。

そこで、では利益が出たから、それを全部学術的に、一面のみに使うと、そういう運営のみに使うというのが果たして適当なのかと。適当なのかもしれませんよ、それはわかりません。そのあたりをどのように判断して、その時点で繰り入れられたのかどうか。そういうところをやはりきちんと説明する必要があると思いますので、御説明をお願いします。

○社会教育課長（宮川一幸君） まずこの特別展に対しましては、町から1,500万円の出資がっております。それにつきましては、一応負担金の返還という形で1,500万円は町にこの金額は返しているという形で、その上でもこれだけの収益があったという形になっております。

今、確かに、町の一般財源を使って、これで恐竜博物館を運営してこれだけの収益が上がったとき、博物館だけに入れるのはどうかなという形での疑問だったと思うのですが、博物館につきましても、今後この基金積立の中に目的にあったように、条例にあったように、今後いろいろ事業をしていったりとか博物館での事業をしていったりとか、今後のまた何らかの博物館の整備とか修理とか出てくるかと思しますので、そういったところを少しでも緩和できるような形で、博物館の積立金で積み立てていくという形でこちらは考えておりますので、報告とさせていただきます。

○5番（福永 啓君） そうしましたら、結局この基金の目的というのが、博物館の整備及び事業の推進などに活かし、事業等を円滑に実施するためとは書いてありますが、その中に、先ほど町民の人たちが希望していらっしゃる、それを使って他町から呼び込んで、それを町の中の回遊につなげる事業とか、そういうのもこの中に含まれていると理解してよろしいですかね。よろしいですかね。

○社会教育課長（宮川一幸君） はい、わかりました。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。だったら、もう十分なところで行きます。

次です。災害復旧費、114ページ、熊本地震災害に係る農地被害設計委託料（申告漏れ分）と書いてあるのですが、これは、いわゆる査定漏れとか、そういうものなのですか。財源については、地震の一番当初の地震による災害です。あれと比べていかなものなのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回補正を計上しておりますけれども、申請漏れという形で上げておりますけれども、実際災害査定に出せなかったという、査定漏れといったのがわかりやすいのかなと思いますけれども。その分での設計委託ということで、財源につきましては、復興基金を活用して、創意工夫分を活用して、財源として充てておりますので、100%です。

○5番（福永 啓君） これは何回か私が主張したと思うのですが、査定漏れというのは、これは御船町だけではないんです。県内の被災地全部で起こっています。理由は簡単だと思うのですよ。一番最初に3,000件とか何千件とかいって、それを机上査定とか、もしくは査定の期間を1週間延ばすとかして、できる業者はなかったのです。しかし、やはり国とか県から、それを机上査定するからしなさいと、査定期間を延ばすとかしなさいと言われて、そして「はい」と言っちゃったんです。そこが一番私は問題だったのではないかなと思います。皆さん、これは本当に今度の災害の大変、地方自治体、他の自治体にとってすごい大きな課題になったと思います。やはりできないことはできない。もしこの査定どおりにできないといって、やりなさいと言ったら、国からじゃあ査定部隊をくださいと、査定する部隊を、100人単位で、だったらこの査定漏れとかは起きていませんよ。そういうことが実際できないんですから、時間を足しても、人を足してもです。

そういうことをきちっと今後、他町でも、やはりそれを言うのはきついのかもかもしれませんが、しかしそこはきちっと、地震の1つの今回の教訓として他町に伝えたり、県に伝えたり、国に伝えたりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） この災害復旧事業につきましては、国の暫定法という法律に基づいて査定も事業実施も行っていきますので、私たちはそれに基づいて事業を進めていくということになります。いろいろな要望につきましては、県を通しながら国に要望等は今後も行っていきたいと思います。

○5番（福永 啓君） その法律が、制度が現状に合っていないような災害が起きるんです。そういうふうになってしまうんです、やはり県から言われると、制度に、皆さん真面目だから、それをしなければいけないことになると思います。だからやはりしますとなると、やろうとするんです。しかし物理的に、時間も人も足してみてください。1件査定するのにいくらかかりますか。机上査定でも何時間かかりますか。何人いますか。絶対これではできないという、ちゃんとした事実、ファクトがあるかと思います。そういうのをちゃんと盾にとった上で、現に国にできませんと今から言っていくこと。これを今後の災害がで

きたらきちんとやっていかないとまた同じことを繰り返します。これは御船町だけではないです、災害のときには。ぜひそうなったとき、きちっと認識した上で災害、今後の災害復旧を万全にやっていただきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 債務負担行為のところで、ちょっとこれについて聞きますが、観光案内員、この受付業務委託料とあって、委託してる業務の内容を教えてくださいというのと、それから、街なかギャラリー、その中に、ここの観光案内所のあるところに2つありましたよね。「いさぎ」を売っているところと、それからもう1カ所は、何か狭いところでいろいろ提供するところが。これも一緒に含んでいるのかどうか、その辺も教えてください。

○商工観光課長（作田豊明君） これは、この観光案内につきましては、今観光交流センターで行っている案内業務です。それと街なかギャラリー等におきまして、先ほど言われました「いさぎ」につきましては、一緒になって、観光交流センターで販売を観光協会に委託しまして、今事業を進めております。

○6番（田上 忍君） もう1カ所もですか。

○商工観光課長（作田豊明君） もう1つ、化石発掘体験のことですか。化石発掘体験は観光協会に委託して今やっています。そして、この関係も作っております。

○6番（田上 忍君） その観光交流センター、入ってすぐ、正面のブース、そこに作るのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） これはカフェ、この件ですか。あそこにつきましては、業者を募集しまして、1社今入って、年間を通して、この使用料、電気料と場所代あたりも収入として入ってきます。

○6番（田上 忍君） ということは、その2カ所については、この委託料には含まれていない。全然違うものと思っていいのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） はい、全然別と考えていいところです。

○6番（田上 忍君） だとすれば、もう今3月中旬です。もうこれは、今現在委託料ということは、4月から実際に運用していたといたいのですか、もうここの委託先は決まっているのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 実際にあったのも、12月で予算に計上しなければいけなかったんですけども、当初予算では間に合わなかったということで、今回、財政課とも打ち合わせをしまして、委託で、来年度以降は会計年度任用職員の規定が入ってきますので、

費用はなしということになりますので、今進めております。

今、準備については、この議会終了後、基本的には観光協会、もう3年ほどになるから、観光協会にいろいろな分野に委託しておりますので、そこを考えてやっていこうかと思っています。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第104号、「平成30年度御船町一般会計補正予算（第5号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

10分間休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。10分間休憩することに決定しました。3時25分からです。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休 憩

午後3時25分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第105号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤川博和君） 日程第2、議案第105号、「平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 国保特会です。同じく説明書の128ページ、出産一時金で、これは毎年なんですけど、大幅な減額がございます。これは、何人分予算化して、実際は何人分支給したのでしょうか。それとも、本年度1年間で御船町で生まれた子どもは何人でしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） ただ今のお産育児一時金についてお答えいたします。

当初予算の1,470万円が42万円の35人分で計上しています。それから、決算見込みによる966万円につきましては、42万円の23人分を見込んでおります。

それと、出生者の数ということですが、平成29年度は133人の出生となっておりまして、30年度の見込みでは、123人が出生として見込んでおります。

○5番（福永 啓君） わかりました。その分の今回の増やす分がこれだけ、35人ということですね。

同じく131ページ、これが積立金として、予算ともども、この予算がそもそも1,000円ですね。そして、補正額が2,000円で3,000円積み立てるのですが、今年は。現在、国保とかの基金、これは基金積立と言うのですけれども、基金の残高はお幾らですか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 国保財政調整基金積立金と呼んでおりまして、現在2,218万円の積み立てで、それも0.01%、2,229円が利子として上げております。

○5番（福永 啓君） これは、2,218万円の0.01%の利子として2,000円というのを上げています。これは定期に入っているんですかね。

○町民保険課長（宮崎尚文君） はい。

○5番（福永 啓君） 定期に入っていますね。現在0.01ですか。定期の利子が0.01%ですね。これは定期として0.02%ぐらいは結構一般的にあたりするから、これは低いなと思ったのですが。その利子等を見直せば、これは倍ぐらいになっちゃうんですけど、そのあたりの検討とかされたことはありますか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） すみません、利子の検討はしておりません。

○5番（福永 啓君） やはり私の家とかですと、少ないお金でも、利子というものは、本当にもう少し高いところはないのかなと思ってするものです。ぜひ、町としてはあまり大き

いお金ではないのですが、そこは何の苦勞もせずに、少し入ってくるお金の質の検討のことをよろしくお願いしたいと思います。

○4番（中城峯雄君） 1点だけですが、説明書の132ページ、平成29年度の特設健診の返還金ですか、5,600万円発生しておりますけれども、これは、当初見込額に受診者が減少したということでしょうか、地震の影響で受診者が減ったのでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

平成28年度、29年度は健診受診者が減っております。それに伴いまして健診委託料、健診委託料補助金になりますけど、健診者が減ったために委託料の減によってこの補助金も減ったということになります。

○4番（中城峯雄君） 健診者が減ったのですね。地震の後で、もう自分の体も特定健診も受ける余裕がなかったということでしょうね。

○町民保険課長（宮崎尚文君） はい、そのとおりでございます。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第105号、「平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第106号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤川博和君） 日程第3、議案第106号、「平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第106号、「平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第107号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤川博和君） 日程第4、議案第107号、「平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第107号、「平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。



〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 5 議案第108号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）  
について

○議長（藤川博和君） 日程第 5、議案第108号、「平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 4 番（中城峯雄君） 債務負担行為で、平成31年度からの受付業務、750万円が計上されておりますけれども、これはどこになるのですか。4 ページですか。今は平成31年だから、債務負担行為だから、今年度補正には上げてあるわけですね、よかでしょ。

だから、これは個人なのか、どこか委託会社なのか、750万円、これをお尋ねします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

この事業につきましても、我々は議会のほうから言われております指定管理者のほうを今一緒に考えてあるんですけれども、今準備段階ではありますが、委託して持っていこうということで考えています。

○ 4 番（中城峯雄君） では、指定管理者 1 名の年額報酬ということですか。

○商工観光課長（作田豊明君） はい、まずもって指定管理者ということには移行できません。指定管理者は、全体的にこの議会にも諮らなければいかんということになっておりますので、平成31年度、本当は12月の、先ほどの観光案内員と一緒になんですけれども、一緒に今年度 2 人のほうです、予算要求していかなくてもはいけなかったのですけれども、今回 3 月になりましてやって、1 人は職員を置きまして、あとは委託職員、大体今 3 名でやっております。あと 2 名につきまして、委託してやっていこうということで考えています。

○ 6 番（田上 忍君） 今の中城議員同じ質問ですが、同じ項目です。まず、この委託業務の業務の内容というか、その作業内容について、教えてください。

○商工観光課長（作田豊明君） 委託業務につきましては、基本的にはキャンプの受け付け、それと入場者の受付業務、そして星の森ヴィラの 2 つの宿直もあわせまして、そして既存しておりますキャンプ場、バンガローにしても常設テントにしても、その受け付け関連、そしてあわせまして若干の草スキー場の草刈りと、全体的な草刈り等を考えています。

○ 6 番（田上 忍君） というと、星の森ヴィラもということで今聞きましたが、ということとは、ここの受け付け、それから館内の掃除、そういうもろもろを含むということによろし

いですか。

○商工観光課長（作田豊明君） はい、そうです。もうこれまで以上に清潔感をもって管理をしていって、お客様に、しっかり、この良さをPRしていきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） そうするとあと、今リフトもあると思うのですが、リフトはどういう風な範ちゅうなのか。それとあと、若干の草刈りと言われましたけど、あれは若干ではなくて、かなり広いですね。これも全部なのか、そこと、もう委託にするということは、その委託された方が何人でやろうと、それは関係ないと思ってよろしいんですかね。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

リフトにつきましては、シルバー人材センターに専門でもう長年携わっておられますので、そこをお願いして安全管理をしていただくと。草刈りにつきましても、あれだけの広大な施設がありますので、職員でできることは自分たちでやってくださいということで、それ以外は賃金で考えています。あと委託で考えています。

○6番（田上 忍君） ではあと、ここはもうどこかに決められているのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） ここにつきましても、今後、本議会終了後、委託業者を決めて、4月から移行できるように考えています。基本的には観光協会に持っていこうということで、打ち合わせをしているところです。

○6番（田上 忍君） あと、予算の歳出の説明書で154ページになります。警備方法の変更に伴うリース料の減額とありますが、これはどういうもので、どういうふうになるものなのか。

○商工観光課長（作田豊明君） 当初、緑の村の星の森ヴィラの方と全体を併せました防犯、警備体制を予定していたんですけれども、警備の基準上、30分以内に駆けつけなければいけないということで、警備会社と契約ができませんでした。そしたら、監査の指摘を受けて、今、防犯カメラを設置して対応しているところです。

○6番（田上 忍君） では、防犯カメラだけ付いているということだと思いますが、これは何箇所ですか、そしてどこに設置してありますか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

今、星の森ヴィラのセンターハウスの中と外につけております。

○6番（田上 忍君） 1カ所ですか。

○商工観光課長（作田豊明君） はい、1カ所です。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第108号、「平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第109号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（藤川博和君） 日程第6、議案第109号、「平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第109号、「平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 7 議案第110号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算  
(第 3 号) について

○議長（藤川博和君） 日程第 7、議案第110号、「平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第110号、「平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 8 議案第111号 平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（藤川博和君） 日程第 8、議案第111号、「平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 4 番（中城峯雄君） 2 ページですけれども、大幅に水道料金が減っております。これは、家屋を解体したりという状況でしようけれども、また、新築家屋の加入金は増えております。これは何か解体した家屋数とか新築した家屋数なんて、どこかで把握されているのですか、御船町全体で。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、当初の予算を立てるときに、見込みで、前年費という形で、見込みで記してありますので、これだけ建てたものというのではなくて、前年費から出しておりますので、

使用料につきましては、当初よりも少なかったと。加入に関しましては多かったということです。実績のほうが上がったということです。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第111号、「平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）」について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第112号 平成31年度御船町一般会計予算について

○議長（藤川博和君） 日程第9、議案第112号、「平成31年度御船町一般会計予算について」の件を議題とします。

一般会計の歳入について、1款、町税から14款、使用料及び手数料などの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、一般会計の歳入について、1款、町税から14款、使用料及び手数料までの説明を行います。青いファイルが当初予算の様式になります。

ではまず、議案第112号、平成31年度御船町一般会計補正予算について説明いたします。初めに、歳入に関しましては、1款、町税の部分だけ、税務課長から説明いたします。その他の部分につきましては私から説明いたします。歳出については、目の中で主要な部分に関して説明申し上げます。見やすいように、予算書のページに沿って説明申し上げますので、課長同士が入れ替わる場合もあります。御理解をお願いいたします。

それでは、まず税務課長から、説明を申し上げます。

○税務課長（上村欣也君） それでは、町税について説明いたします。12ページをお開きくだ

さい。1 款、町税。1 項、町民税。1 目、個人 4 億 8,560 万 2,000 円。2 目、法人 8,426 万 7,000 円。2 項、1 目、固定資産税 6 億 4,578 万 2,000 円。2 目、国有資産等所在市町村交付金及び納付金 350 万 7,000 円。3 項、1 目、軽自動車税 6,378 万円。

13 ページをお願いいたします。4 項、1 目、市町村たばこ税 1 億 1,144 万 1,000 円。5 項、1 目、入湯税 186 万 5,000 円。

以上で、町税の説明を終わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは私から、2 款から説明申し上げます。同じく 13 ページになります。2 款、地方譲与税。1 項、1 目、地方揮発油譲与税 2,136 万 1,000 円です。2 項、1 目、自動車重量譲与税 5,656 万 2,000 円です。4 項、1 目、森林環境譲与税 457 万 3,000 円です。

3 款、利子割交付金。1 項、1 目、利子割交付金 360 万 6,000 円です。

14 ページをお願いします。4 款、配当割交付金。1 項、1 目、配当割交付金 339 万 2,000 円です。

5 款、株式等譲渡所得割交付金。1 項、1 目、株式等譲渡所得割交付金 322 万 9,000 円です。

6 款、地方消費税交付金。1 項、1 目、地方消費税交付金 3 億 4,510 万 7,000 円です。

7 款、ゴルフ場利用税交付金。1 項、1 目、ゴルフ場利用税交付金 1,420 万 8,000 円です。

8 款、自動車取得税交付金。1 項、1 目、自動車取得税交付金 1,003 万 5,000 円。

15 ページをお願いいたします。9 款、環境性能割交付金。1 項、1 目、環境性能割交付金 854 万 8,000 円です。

10 款、地方特例交付金。1 項、1 目、地方特例交付金 1,437 万 1,000 円です。

11 款、地方交付税。1 項、1 目、地方交付税 28 億 699 万 9,000 円です。普通交付税が 25 億 733 万 6,000 円、特別交付税が 2 億 9,966 万 3,000 円になります。

12 款、交通安全対策特別交付金。1 項、1 目、交通安全対策特別交付金 126 万 8,000 円です。

13 款、分担金及び負担金。1 項、分担金。1 目、農林水産業分担金 60 万円。これは現年度農地等災害復旧費分担金となります。3 目、総務費分担金 206 万 8,000 円。収入印紙等売りさばき分担金です。

16ページをお願いします。2項、負担金。1目、民生費負担金1億1,058万7,000円。主なものは、1節、児童福祉費負担金の公立保育園利用料2,848万2,000円、私立保育園利用料5,846万5,000円。2節、老人福祉費負担金の老人ホーム入所自己負担金1,454万9,000円です。3目、農林水産業負担金598万9,000円。これは、熊本市、嘉島町、益城町からの天君ダム管理負担金となります。4目、教育費負担金79万7,000円。主なものは、1節、小学校費負担金の独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金39万円です。

次に17ページをお願いします。14款、使用料及び手数料。1項、使用料。1目、民生使用料54万7,000円。憩の家使用料になります。3目、商工使用料52万円。観光交流センターと街なかギャラリーの使用料となります。4目、土木使用料8,014万7,000円。主なものは、1節、住宅使用料の現年度町営住宅家賃が7,306万9,000円です。5目、教育使用料2,065万円。主なものは、5節の恐竜博物館観覧料1,627万2,000円です。6目、農林水産使用料1,000円です。

2項、手数料。1目、総務手数料1,191万円。主なものは、各種証明手数料になります。

18ページをお願いします。2目、衛生手数料51万6,000円。一般廃棄物処理業許可手数料1万6,000円と狂犬病予防事務手数料50万円になります。

以上で、14款までは説明を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。1款、町税から14款、使用料及び手数料までについて、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） まず、予算書の前提となる予算計算書についてお伺いしたいことがあります。本来骨格予算であるということをお伺いいたしました。毎年、この時期には6月に大型補正が出て、今回は必要経費を中心とした骨格予算と。これの歳入及び歳出の予算書を読みますと、骨格予算というのは、何を基準にして骨格予算となっているのか。一般的に経常経費と言われるのは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費なのですが、それ以外のものも入っているように見受けられます。歳入歳出等ともにですね。また、義務的経費のみではないとも言えます。何が含まれて、何が含まれていないのか。また、本予算の中に、政策的経費に含まれるようなものは含まれているのかどうか。骨格予算の積み方の基準及び何が含まれて何は含まれていないのか。政策的経費に何が含まれているのか。そのあたりをまず御答弁ください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

何を基準にして骨格予算としているのかと、本予算の中に政策的経費に含まれるような予算はあるかという質問だと思います。

まず、新規事業と単独事業については、6月補正予算に計上することを基本としております。しかし、熊本地震対応経費や債務負担行為に係るもの及び年度当初から対応が特に必要と認められる事業について、当初予算に計上しているところです。

また、年度当初から事業を行わなければならない事業執行や住民生活に支障を来すものについても計上しております。

次に、政策的な経費につきましては、アニバーサリーチケット事業とか育児商品券支給事業など、単独事業ではありますけれども、当初予算で計上しているところであります。

○5番（福永 啓君） 単独とか当初は基本的には4月いっぱいですね。4月から始めないと整合性が保てないとか、そういうものについては、一部経費であるとか、あとは基本的に経常経費を中心とした予算であるということであつたかなと思います。

続きまして、歳入全体、これはどこに歳入されているのか。歳入の仕組みについて、お伺いいたします。先日裁判があつて、行われまして、町が全面勝訴した前町長山本氏に対する損害賠償請求額、これは9,300万円というのは既に町で歳計して調定に上がっていると思います。そうしたら、今回の裁判でまた同じく遅延損害金、平成23年からですから、おおよそ3,700万円ほど、それが請求が認められたとなっております。これらについては、これは今回のこの予算の中に上がってないように見えるんですけど、どのような仕組みで予算の中に組み入れたりとか出たりとか、これはどのような仕組みでなぜ上げていないのか。どのような仕組みになっているのか、まずそれをお聞きしたいのと、また今後の請求です。裁判としまして、これは住民の方が監査請求を起こして、そしてそこで勝たれている。裁判を起こしてそこで勝たれている。今度は町が起こしてそこで勝たれて、やっと、今回の判決では仮執行宣言というものでついたので。仮執行宣言というのは、裁判の判決確定を待たずに仮に執行できる権限なんです。これがこのような損害賠償請求でつくことは、町が仮執行宣言を求めているにもかかわらず、裁判所が職権につけるということは極めてまれなのです。そのように、大変町に有利、100%であり、120%ほども町に有利な判決が出たわけなのです。でしたら、早速、この権限を行使して仮執行をしていく必要があるのかなと思うのですが、その場合、この予算との関連性です。今1億3,000万円強あるわけなのですが、そのあたり、どのように今後していくのか。そのあたりを詳しく



お伝えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

3月4日にこの判決が言い渡されました。当初予算は12月、1月に作成いたします。そのときはまだ判決が確定していませんでしたので、今回当初予算では上げていないということになります。ただ、延滞金についても、これは年5歩ということで今回判決が出ております。それに対しても、同様に、まだそのときには判決が確定してなかったということで、まず、平成31年度の予算には全然反映してなかったということになります。

今後の請求につきましては、先ほど言いましたように、この金額の請求、それと議員がおっしゃいました仮執行に関しましては、御船町、今私としましては、代理弁護士に相談しまして、弁護士と協議を進めて今後の対応については考えていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 1億3,000万円です。御船町が本当に今財政が厳しい中に、これに対してはドンとやっぱり、しかも1億3,000万円というのは、3億円分の1億3,000万円ですから、まだまだ特にもう2億円近くは御船町の損失が確定したわけですから、これに関しては何とか最大限努力をしていかなければならないと思いますので。それで、今の話ということを聞きましたら、途中でないから、9,300万円とか3,700万円とかを調定を上げて雑入に編入を、平成31年度の補正予算等で上げていくということになるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 先ほども言いましたように、3月4日に判決が確定したと。今のままの状態でしたら、今後検討していきたいのですが、今後、原告、被告ありますので、控訴あたりがかかわってくるかもしれません。そのときはまだ判決は確定しないということでございます。それはもう今後弁護士と協議していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） それはわかるのですよ。だから言ったのは、今回はちょっと先ほども説明しましたとおり、100%ではなくて、仮執行宣言というものがついているんです。これは、先ほど説明しましたとおり、損害賠償請求で、しかも町が仮執行宣言を求めているにもかかわらず、裁判所が職権でつけるということは、まず私は例をあまり知らないんですよ。仮執行が、だから今すぐでも、これは少なくとも仮執行宣言が出ていたわけですので、仮執行できる状態ですので、予算上に判決確定等を待たずに財産の処分ができるわけです。財産の仮処分ができる権利があるわけですから。これについては、そういう権利があるという以上、来年度、平成31年度には途中で上げるべきではないかなと思うのです。

ぜひ、これは町民の方が本当に皆さん御苦勞をされて、これをもし、これがなったら、この1億3,000万円の権利はないわけですから、そもそも住民監査請求がなかったら。一生懸命頑張ってこられた権利ですので、ここに関しては、きちっと町も裁判所から後押しをしていただいたのです。権利を行使して、1円でも御船町の財政の穴埋めのために使っていただきたいと思います。

○4番（中城峯雄君） 私は、全体的なことでお尋ねをいたします。この予算の編成を前提として、予算編成方針を出されています。その基準に基づいて質疑をいたします。この中で、中期財政シミュレーションで平成31年度から、31年度は3億8,200万円の財源不足ということになっておりますし、現に財源不足ですよということで、シミュレーションされております。自主財源の確保を、これまで企業誘致、まだ実現しておりませんが、ふるさと納税は結構実績が上がっていますよね。そういった自主財源の獲得に取り組まれていますけれども、そのほかには新たな歳入の確保というのがあります。新たな歳入の確保を、どのような施策を講じられようとしているのかお伺いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

一番の歳入の確保はふるさと納税だと今考えております。ですので、今回平成30年度は約2億4,000万円ほど集めました。今後の、それ以外の歳入の確保につきましては、今までの行財政改革の中では歳出の削減ということがあったのですが、歳入に関しましては、徴収率の向上、これが一番だと思っております。なるべく徴収率を上げていくということと、あとはいろいろ方法がありますけれど、使用料の改定等あたりも、平成31年度はそのあたりも踏まえたところで、行財政改革に取り組んでいきたいと考えております。

○4番（中城峯雄君） なかなかこれといった名案はないと思いますし、今進めておられる誘致を何とか実現して、自主財源の確保、拡大をやっていただきたいと思います。

次に、予算編成の総合的な復興につながる取り組みを推進するとありますけれども、これは、今年度の予算に、ほかに反映されておりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回の新年度予算は、あくまでも骨格予算ということで、経常的経費を中心に上げております。御船町の創造的復興の第一は企業誘致と考えておりますので、平成31年度は、この企業誘致を成功させるために前進してまいりたいと思っております。

○4番（中城峯雄君） まだこれからというところだと思います。

それと、組織の大胆な見直しを行いますとありますけれども、この大胆な見直しとは、この編成書の中にはありますか。予算書には。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この組織の大胆な見直しといいますのは、機構改革という形になってくると思います。それともう1つは外部団体の改変とかそういうことになっています。今回の当初予算の中ではそういうのは反映させておりません。

○4番（中城峯雄君） では、廃止した事業というのはあるのですか。廃止した事業とか、そういう見直しをやりますということだけ。

○企画財政課長（坂本幸喜君） いや、廃止した事業はありませんで、平成31年度に行財政改革に取り組みたいと思っておりますので、その中で、検討していきたいと考えています。

○4番（中城峯雄君） 今後、起債の償還額も数年後に14億円というピークに達しますよね。厳しい財政運営が想定されますけれども、ぜひ舵取りを、よろしくお願いしたいということです。

○5番（福永 啓君） すみません、2点質問をいたします。3ページ、森林環境譲与税として400万円ちょっとあります。これは今回初めて、譲与についてはありますけれども、今回初めてで、金額もここで初めて出てきているわけなのですが、これは、まだ納税も預かっていない税金で、今とりあえず、国は借金して町税に払っておこうとなっているのですが、この金額というものは果たして暫定的なものなのか、それとも今の御船町の条件が変わらなければ、森林環境譲与税、今の法律上、このくらいの金額が今後も同様にして歳入としてあると考えているのか、どちらでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回、森林環境譲与税ということで、町に交付されます。当初国で試算している予算としては約200億円を5年間、200億円で今試算されております。この配分の要件が、まず、私有林の人口林の面積です。それと林業収容者数と町の人口、こういったものの配分率で分けて決まっていくということで、今回御船町においては、457万3,000円が交付されるということで、それは5年間、ここは大体この金額で行くかと思います。

あと、税が徴収されます平成37年からは国が約600億円を試算として上げておりますので、これに応じてこの率を掛けていくと、まあ3倍まではどうか分かりませんが、増えていくということは確実だと思います。

○5番（福永 啓君） これは、5年間来たら、暫定ということで、その後は新たに増えると

いう可能性があるということで、そこはちょっと朗報かなと思うのです。

次は４ページ、地方消費税交付金、これは今度消費税が上がると、これは一応上がるということになっています。まだどうなるかわからないんですけども、上がった場合は、これは平成31年度予算で、また補正予算として上げて、いっぱいくれるのでしょうか。それとも、いやこれは、増税が法律上ほかのところに使うようになっているから、これは変わらないよとなっているのでしょうか。どちらでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この地方消費税交付金につきましては、平成31年10月１日から消費税が８％から10％に引き上げられることによりまして、地方消費税交付金については、消費税の税率の（カンガ）で現行の1.7％が2.2％に引き上げられますので、その分は増えてくるという形になってくると思います。

○５番（福永 啓君） その分はこの中には入っているのか、入っていないのか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この分は、0.2％分は入っております。

○５番（福永 啓君） はい、わかりました。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

続いて、第15款、国庫支出金から17款、財産収入までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 予算書の18ページを御覧ください。15款、国庫支出金。１項、国庫負担金。１目、民生費国庫負担金４億373万7,000円。主なものは、９節、障害者福祉国庫負担金の障害者自立支援給付費国庫負担金１億5,369万3,000円。19ページの11節、児童手当国庫負担金１億9,556万5,000円です。

災害復旧費国庫負担金は廃目となっております。

２項、国庫補助金。１目、総務費国庫補助金1,357万5,000円。主なものは、14節のプレミアム付商品券事業費補助金1,164万7,000円。これは消費税増税に伴い非課税世帯や子育て世帯に対し、１人当たり２万5,000円を上限に商品券を２万円で販売するものです。

２目、民生費国庫補助金２億6,414万6,000円。主なものは、３節、児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金2,612万3,000円と、子どものための教育・保育給付交付金２億2,791万6,000円です。

3 目、衛生費国庫補助金2,492万2,000円です。20ページをお願いいたします。主なものは、1 節、環境衛生事業補助金の熊本地震に伴う小型合併浄化槽設置補助金1,804万6,000円です。

4 目、農林水産業費国庫補助金746万9,000円。地籍調査費国庫補助金になります。

5 目、土木費国庫補助金 9 億9,035万8,000円。主なものは、9 節、宅地耐震化事業補助金の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金 6 億3,620万円と、宅地耐震化推進事業拡充事業補助金 2 億1,275万円です。

6 目、教育費国庫補助金1,156万6,000円。主なものは、1 節、小学校費補助金の被災児童就学援助補助金428万7,000円。2 節、中学校費補助金の被災児童就学援助補助金322万8,000円です。

21ページをお願いします。3 項、委託金。1 目、総務費委託金21万9,000円。主なものは、中長期在留者住居地届出等委託費17万7,000円です。

2 目、民生費委託金293万2,000円です。基礎年金事務委託金と協力・連携経費になります。3 目、土木費委託金186万円。樋門管理委託金になります。

16款、県支出金。1 項、県負担金。1 目、民生費県負担金 4 億1,307万5,000円。主なものは、1 節、児童福祉費県負担金の子どものための教育・保育給付費 1 億1,395万8,000円。6 節、保険基盤安定負担金の国民健康保険基盤安定負担金9,525万円。8 節、障害者福祉負担金の障害者自立支援給付費等負担金7,684万6,000円。それに11節、児童手当県負担金4,324万7,000円です。

3 目、農林水産業費県負担金208万9,000円。主なものは、農業委員会交付金204万9,000円です。

4 目、災害復旧費県負担金740万円。農地農業用施設災害復旧費負担金（現年災）になります。

2 項、県補助金。1 目、総務費県補助金 1 億9,743万7,000円。主なものは、11節の平成28年熊本地震復興基金交付金 1 億9,571万7,000円です。

2 目、民生費県補助金 1 億2,323万6,000円。主なものは、1 節、社会福祉費補助金の重度心身障害者医療費補助金1,524万円。地域ささえ合いセンター補助金4,911万5,000円。23ページをお願いします。3 節、児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金2,123万5,000円です。

3 目、衛生費県補助金 1 億6,908万3,000円。主なものは、12節、清掃費補助金の熊本地震災害廃棄物処理基金補助金 1 億5,326万3,000円です。

4 目、農林水産業費県補助金 1 億594万8,000円。主なものは、1 節、農業費補助金の多面的機能支払交付金3,973万円。中山間地域等直接支払交付金4,723万7,000円です。

24ページをお願いします。5 目、商工費県補助金26万1,000円。熊本県消費者行政推進事業補助金になります。

6 目、教育費県補助金368万6,000円。主なものは、2 節、社会教育費補助金の地域学校協働活動推進補助事業補助金303万8,000円です。

3 項、委託金。1 目、総務費委託金5,067万4,000円。主なものは、2 節、徴税費委託員の県民税徴収委託費2,284万5,000円。4 節、選挙費委託金の県知事選挙委託金815万6,000円です。

25ページをお願いします。2 目、農林水産業費委託金1,038万1,000円です。県営天君農地防災ダム管理委託金になります。

4 目、土木費委託金60万円。矢形川雑草処理費になります。

6 目、民生費委託金313万8,000円。これは熊本地震災害に係る災害救助法適用事業委託金になります。

17款、財産収入。1 項、財産運用収入。1 目、財産貸付収入117万4,000円。土地建物の貸付収入となります。

2 目、利子及び配当金61万円。8 件の基金に係る利子になります。

26ページをお願いします。2 項、財産売払収入。1 目、不動産売払収入1,000円です。

以上で説明を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。第9款、国庫支出金から第17款、財産収入までについて、質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 25ページの県支出金、ようやく矢形川の、午前中からこれをやっておりました。こだわるようですけれども、ようやく60万円、県からもらえるんですよ。だから、皆さん方が努力をされて県と交渉をして、実情を訴えれば県からもらえるんですよ。だから、こういったことを、ひとまず60万円ですけれども、多分大助かりですよ。この60万円というのはどこの分ですか。

○建設課長（野口壮一君） 午前中の答弁でも申しましたように、今まで落合地区、それから

上高野地区あったのですが、あと、下高野地区、甘木地区ということで、4地区を今のところ考えております。

○4番（中城峯雄君） その割合が計算に何か根拠があるのでしょうか、平均して15万円ぐらいですね。わかりました。これはもう本当、区民にとっては、今全部ボランティアでやっているのです。年に3回、区役が2回、農地・水で農業者が1回、これで、例えば甘木の場合3回、5万円ずついただける。午前中に沖議員が言っていましたように、そうしたら、ユンボに機械をつけて入れる、ちゃんとリース料も出るんですね。これを私はずっと言ってきたのですが。ひとまず平成31年度は60万円、ありがとうございました。

○議長（藤川博和君） あとはございませんか。

○10番（沖 徹信君） 午前中に言ったように、これは矢形川左岸はゼロですよ。でしょう。午前中のときに、矢形川左岸もお願いしますと言ったじゃないですか。今まで矢形川左岸はずっとせんで、右岸だけの35万円、それを減額してあるところをやっていたわけです。そういう感じの中で、なぜ矢形川左岸、小坂側はゼロなのですか。

○建設課長（野口壮一君） その前に、中城議員から、15万円ずつという話だったのですが、これ議員も一緒に立ち会いをして延長の管理性の問題とかあられますので一概にということではないと思います。その辺はこの60万円の中で決定をしていきたいと思います。それから、左岸側についても、午前中、私どもも一緒に考えなければならないということで討論しております。その辺も今後県とも十分協議をいたしまして、県からも少しでも補助金の下りてくるようなことを協議をしていきたいと思います。

○10番（沖 徹信君） 矢形川の右岸、左岸、県の工事として地震の何でしたわけですがけれども、右岸、左岸のユンボで切った金額、それはわかりますか。

○建設課長（野口壮一君） 町ではすみません、把握をしておりません。

○10番（沖 徹信君） 矢形川の雑草というのですか、草切り、それは御船町に委託してあるのではないですか。委託してあるから、今まで35万円しとって今度は60万円になったということでしょう。県がしたにしても、それを把握してないというのはおかしいのではないですか。

○建設課長（野口壮一君） 県から護岸雑草処理の委託金をもらって、町としても歳出のほうに、この4団体のほうに支出をしているということで、この中の、今まで県との協議の中でやっております。何回も言いますが、今議員がおっしゃった機械での雑草処理に係る経

費というのは、あくまでも県で支出をされています。それについて、町では情報ももらってないし、把握もしてないという状況であります。

○10番（沖 徹信君） 今、矢形川の右岸です、そこは4団体に支給している。これは間違いではないんですか。落合と坂本さんですよ、違いますか。

○建設課長（野口壮一君） 平成30年度までは、今議員がおっしゃられた2つに支出をしている。この平成31年度の予算の中では、先ほども言いましたように、作業の範囲等もありますけど、4つの団体また方々について支給をしていきたいという計画であります。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

続いて、18款、寄附金から22款、町債までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、26ページをお願いいたします。18款、寄附金。1項、寄附金。1目、一般寄附金1億1,000円です。ふるさと納税寄附金、これが1億円となっております。

4目、教育費寄附金1万円。恐竜博物館寄附金になります。

19款、繰入金。2項、基金繰入金。1目、財政調整基金繰入金1億9,160万3,000円です。10目、ふるさと応援基金繰入金3,352万5,000円です。11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金1億4,655万9,000円です。12目、恐竜博物館振興基金繰入金226万7,000円です。

27ページをお願いします。20款、繰越金。2項、1目、繰越金1億5,000万円です。

21款、諸収入。1項、延滞金・加算金及び過料。1目、延滞金110万2,000円。各種税の延滞金になります。

2項、1目、町預金利子1万1,000円です。定期預金及び普通預金利子になります。

3項、貸付金元利収入。1目、災害援助資金貸付収入670万2,000円です。

28ページをお願いします。4項、受託事業収入。1目、農業者年金業務委託金29万3,000円です。5目、農地中間管理機構特例事業業務委託金3万3,000円です。

5項、4目、雑入6,085万1,000円です。主なものは、派遣職員給与返納1,600万円。29ページをお願いします。恐竜グッズ販売収入1,200万円。特別展開催実行委員会収入1,500万円です。

30ページをお願いします。22款、町債。1項、町債。3目、土木債9,260万円。主なも



のは、13節、木造仮設利活用事業債6,930万円です。4目、消防債6,570万円。消防施設整備事業債になります。5目、臨時財政対策債1億8,215万3,000円です。6目、災害復旧事業債8億5,590万円。主なものは、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業債6億2,120万円。宅地耐震化推進事業拡充事業債2億770万円です。農林債、教育債、民生債、商工債については廃目となっています。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。18款、寄附金から22款、町債までについて、質疑はありませんか。

○10番（沖 徹信君） 消防債ということで上がっていますが、今、積載車の格納庫がなくて野ざらしになっているところは何カ所ありますか。そして、今度何カ所整備するわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えいたします。

消防団の積載車の格納庫、これが今完成をしておるのが、まず荒瀬が一足先に完成をしました。それから、6分団の2班が、現在着工済みです。今建設を行っております。まだ完成をしておりませんが、1分団の3班、1分団の5班、8分団の3班、8分団の4班、9分団の2班、9分団の3班、これがまだ完成をしていないというところであります。この新年度で計画をしておりますのが、5カ所を予定しております。

○10番（沖 徹信君） 新年度で5カ所用意するということは、あと1カ所はどこをしないのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 予定しておりますのは、1分団の3班、1分団の5班、8の3、8の4、9の2、9の3、失礼しました、まだ8の3が、まだ場所が確定しておりませんでした。それ以外の5カ所になります。

○10番（沖 徹信君） それ以外の5カ所は、今年度の予算ですということですか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、当初予算で上げておるのは5カ所分ということで上げております。

○10番（沖 徹信君） そこはすべて、造りは一緒ですか。

○総務課長（吉本敏治君） 概ね同じような設計で建てることとしております。

○10番（沖 徹信君） 8の3が用地がまだ未決定ということですが、あとの5施設は用地確保ができているということですね。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そのほかについては、ほぼ建てる場所は決まっております。

○10番（沖 徹信君） 8の3はどこに造りますか。

○総務課長（吉本敏治君） 8の3につきましては、もともとは旧高木保育園の建設要望が上  
がっておりました。また、それを調査後に協議をしましたのですけれども、今要望として、  
高木保育園の学童保育と同じ敷地内に建設の変更を、3月になって要望が上がっておりま  
す。ですので、そういうような用意をしているというところになります。

○10番（沖 徹信君） そしたら、ほかのところもすべて町有地に建てるということですか。

○総務課長（吉本敏治君） すべてが町有地ということではありません。地権者の方から寄附  
をいただいたり、無償での提供をいただいたりというところもあります。

○10番（沖 徹信君） だから、無償で提供いただいたということは、もう町有地として登記  
して建てるわけでしょう。この前、総務課長がいろいろ言われたときには、敷地が町有地  
でないといけないということを答弁されておりました記憶はありますけれども、そこはど  
うなっていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 町が持っている土地が一番いいわけですがけれども、敷地を完全に  
町が管理できる状態に移ることということで、そういうつもりで私は答えたつもりではあ  
ったのですけれども。

○10番（沖 徹信君） 消防積載車の格納庫は、私は3カ所と聞いていたけれども、5カ所と  
いうのは間違いないですね。間違いないですね。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、説明資料にある、失礼しました3カ所です。私の記  
憶違いでした。

○10番（沖 徹信君） 3カ所というのは、どこどこですか。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、私が5カ所と答えましたのは、既に発注をしている  
分を含めての5カ所でした。勘違いしておりました。3カ所については、今年度予算計上  
している分につきましては、確認をいたします。

○10番（沖 徹信君） ちょっと待ってくださいよ。場所が決まったから予算計上するのじゃ  
ないですか。予算計上してから場所を決めるのですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そのとおりです。場所が決まったので予算計上するわけ  
ですが、その箇所について、ちょっとまた私のほうで確認できておりませんでした。

○10番（沖 徹信君） 8の4、まだ用地が確定していないということでしたでしょう。しか

し、8の4は建設予定ではないのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 8の4につきましては、元詰所の跡地を地権者の、口頭で了解済みだったわけですが、その後寄附採納の提出をされるということで伺っております。したがって、元の土地に建てるという計画になっています。

○10番（沖 徹信君） 8の4の場合には、元の敷地よりも大分広くなければ積載車等の格納または消防団員の懇談室、詰所、そこら辺の利用はできないと思いますけれども、そこら辺はもう了解は取っているわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 8の4につきましては、その敷地内にあります防火水槽がもう漏水をしているということになりまして、防火水槽の新設工事と一緒に、併せまして平成31年度で計画をしているということになります。

○10番（沖 徹信君） ということは、消防詰所、車庫の下に防火水槽を造るということですか。

○総務課長（吉本敏治君） そういう予定で進めております。

○10番（沖 徹信君） そうすると、もう野ざらしの積載車はないということですか。

○総務課長（吉本敏治君） 各格納庫、詰所予定していますところがあった上で、もう1回、確認をいたします。確認をしたいと思います。現在詰所それから格納庫、積載車が野ざらしになっていないかどうか、その辺をもう1回確認をしたいと思います。

○10番（沖 徹信君） いや、もう1回確認するじゃないでしょう。そこら辺は把握しとってもらわなん。もう震災があって、野ざらしになって何年になりますか。それが確認できない。地震があつてすぐですよ、簡易のハウスみたいなのも野ざらしにならないようにするということは、総務課長が確約されたでしょう。しかしまだ確認がとれてないと、そんな無責任なことはないですよ。

○総務課長（吉本敏治君） 仮の車庫については、確かにさきに1回予算を計上しましたけれども、すべて落としてこの建設に切り替えるということにしました。しかしながら、まだそのすべてについて発注が終わっておりませんので、もう一度改めてその辺を確認させていただきたいと思います。

○10番（沖 徹信君） 発注が終わってないから、あと何台の積載車分が残っていますということは、それはすぐ把握できるはずでしょう。

○総務課長（吉本敏治君） そうですね。私の確認不足です。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○４番（中城峯雄君） ８の４です、平成31年度は、すみません、さっきの関連ですけれども。

８の４というのは甘木です。まさに先日10日の総会でいつまで積載車を野ざらしにしておくのかという、総会で質問がありました。私は「31年度はできます」と答えておりますので、皆さん地域の人も心配しているんです。ここら辺はもうちょっと、私は、今、沖議員が言われるように、全体が見えんとですよ。どれだけ被災をしてというか、詰所が被災をして、今の復旧率はどうなのか、どう計画しているのか、お尋ねしたいのです。

それとあと、26ページです。ふるさと納税が昨年度と同じく１億円計上されていますけれども、この１億円と額が同じ、昨年度は今2.4億円で着地しそうだというお話でしたけれども、今年度も、これは2.4億円から返礼品とか手数料を差し引いて40%残りますということで、この40%を組んだわけですか。利子収入の額を上げてあるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成31年の１月24日に、国から各自治体に通知が来ております。事務連絡が来ております。31年度から寄附額の経費は50%になります。寄附額の経費は返礼品、送料、手数料込みで50%以内という数値が来ています。なおかつ、返礼品はその３割以下と、経費まで含んで50%以内と。それと返礼品は地場産品とするという通知が来ております。

今まで、私たちは地場産品は熊本県内という考えでありましたけれども、これを御船町の産品と。そこははっきりしていませんけれど、ただ、経費に関しましては50%以内。寄附額の50%以内と。それあたりを勘案して、寄附金額は落ちるだろうということで、寄附金は１億円、経費を5,000万円で、それで予算化していると。

この後、この通知がはっきり決定しました後に、もしそれがどこか地場産品を熊本県内に拡大するとか、返礼品と経費を込みで50%から60%に拡大した。それを補正予算で対応していきたいと考えております。

○４番（中城峯雄君） はい、わかりました。

○10番（沖 徹信君） 30ページの自然災害防止事業債というのは、これはどのようなのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

自然災害防止事業債、起債事業名ですけれども、小坂区の２の急傾斜地防災事業債でございます。土木で出している小坂地区の急傾斜の分になります。

○10番（沖 徹信君） 今工事している分ですか。小坂のどこですか。

○建設課長（野口壮一君） 小坂のフジワ住宅の斜面になります。これがずっと平成30年度、31年度と続いているということで、それに対する負担金ということになります。

○10番（沖 徹信君） フジワ住宅の斜面ということは、上の台地に係る斜面ですか、それとも御船川の横の排水路の石垣の分ですか。

○建設課長（野口壮一君） フジワ住宅の奥のがけの9メートル以上あるところになります。今、沖議員が言われたブロック積のところは、あそこは今町の工事でやっている部分になります。

○10番（沖 徹信君） ということは、明星学園のところのがけということですね。はい。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時47分 延 会